

# 留萌の環境生活 2022

～環境生活課の概要～



北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

(表紙 裏)

# 目 次

<b>I 道民生活の向上</b> .....	1
<b>1 文化・スポーツの振興</b> .....	1
(1) 地域文化の振興	
(2) 海水浴場の適切な管理	
<b>2 消費者保護対策の推進</b> .....	2
(1) 消費者生活相談	
(2) 公正な消費者取引の確保	
(3) 消費生活モニター	
<b>3 青少年の健全育成</b> .....	3
(1) 青少年の健全育成	
(2) 北海道青少年健全育成条例	
(3) 立入調査	
<b>4 NPO活動・協働の促進</b> .....	4
(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証	
(2) 協働の推進	
<b>5 男女平等参画の促進</b> .....	6
(1) 女性登用状況実態調査	
(2) 配偶者暴力の防止及び被害者支援	
<b>6 交通安全運動の推進</b> .....	7
(1) 交通事故の発生状況	
(2) 飲酒運転根絶に関する取組について	
(3) 交通安全運動の展開	
(4) 交通安全関係の表彰	
<b>7 アイヌ施策の推進</b> .....	13

<b>II 地域環境</b> .....	14
<b>1 環境保全対策</b> .....	14
(1) 公害苦情への対応	
(2) 水質汚濁防止対策	
(3) 大気汚染防止対策	
(4) 騒音、振動、悪臭防止対策	
(5) ダイオキシン類対策	
(6) 土壌汚染対策	
(7) その他の環境保全対策	
<b>2 廃棄物の処理</b> .....	23
(1) 循環型社会の形成	
(2) 一般廃棄物	
(3) 産業廃棄物	
(4) その他環境保全に係る取組	
<b>3 ゼロカーボンの推進</b> .....	34
(1) 推進体制	
(2) 地球温暖化防止対策	
(3) 普及啓発の取組	

### Ⅲ 自然環境 .....37

#### 1 自然環境の保全・自然とのふれあい .....37

- (1) 自然公園の指定状況と施設整備
- (2) 環境緑地保護地区等
- (3) 利用者等の監視指導
- (4) 自然体験の機会の提供
- (5) 増毛山道について

#### 2 野生生物の保護管理 .....43

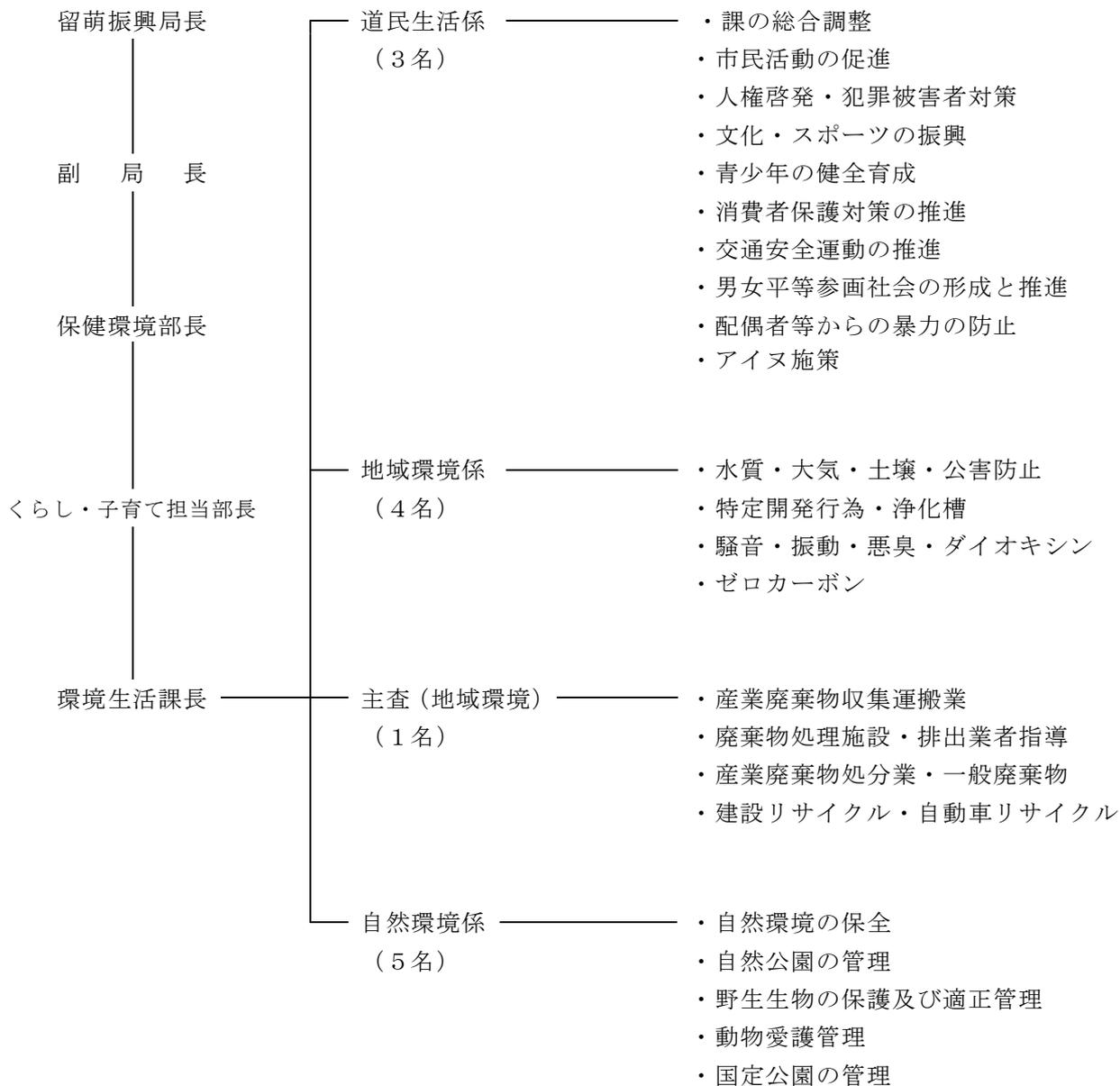
- (1) 野生鳥獣の保護管理
- (2) 適正な保護管理の推進
- (3) エゾシカ総合対策の推進
- (4) ヒグマ等鳥獣被害対策の推進
- (5) 野生鳥獣保護思想の普及啓発等
- (6) 傷病鳥獣の保護対策
- (7) 希少な野生生物の保護

#### 3 飼養動物の愛護と管理 .....49

- (1) 動物の適正な飼養に係る指導と普及啓発
- (2) 新しい飼い主探しネットワーク事業
- (3) 動物愛護推進員

表紙の画像について [表] 三毛別熊事件復元地（苫前町）  
[裏] 当課作成のリフレクター  
（「ゼロカーボンるもい」とコラボ）

## 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課機構（令和4年12月31日現在）



（お断り）

- 本概要は原則として令和4年12月31日現在（2022年度途中）の内容を取りまとめているますが、作成時点で取りまとめを終えていないものや統計がないものについては、従前の数値を使用しています。
- 留萌支庁は平成22年4月1日をもって留萌振興局へ改組され、幌延町は宗谷総合振興局の所管となりましたが、平成22年3月31日以前の数値を使用しているもので特に注意書きのない場合は幌延町を含みます。

# I 道民生活の向上

近年、私たち道民が求める生活環境は、社会経済の急激な変化や価値観の一層の多様化に伴い、物質的な充実を求める社会から生活のゆとりや潤いといった心の豊かさを求める社会へと移行しています。

このため、文化・スポーツの振興、消費者対策、青少年の健全育成、市民活動の促進、男女平等参画の推進、交通安全対策の推進、アイヌ施策の推進などにより、生活環境の安定・向上を図ります。

## 1 文化・スポーツの振興

価値観の多様化や余暇時間の増加などにより、道民の文化やスポーツに対するニーズが高まっていることから、地域で取り組んでいる文化・スポーツ活動の振興に努めています。

### (1) 地域文化の振興

地域に根ざした活発な文化活動又は文化支援活動を行い、地域文化の振興に貢献している個人・民間団体・民間企業に対し、「北海道地域文化選奨」や「北海道地域文化選奨特別賞」を贈呈しています。

管内では、平成10年度に「留萌市民文化誌『波灯』作成委員会」が選奨を、平成29年度に「三省堂書店を応援し隊」が、平成30年度に「特定非営利活動法人増毛山道の会」がそれぞれ特別賞を受賞しました。

### (2) 海水浴場の適切な管理

海水浴場の安全確保などを目的とした「海水浴場の管理運営に関する指導要綱」に基づき、開設の届け出や実績報告等を受け付けるとともに、開設状況や入込み数などを情報提供しています。

また、快適な海水浴が行われるよう、毎年5月に管内の海水浴場の水質を調査しており、令和4年5月の検査では、水質が不適とされた海水浴場はありませんでした。

表 I-1-1 各海水浴場の設置状況

	海水浴場名	水域面積 (㎡)	陸域面積 (㎡)	海岸延長 (m)
留萌市	ゴールデンビーチるもい	15,000	65,000	1,000
小平町	臼谷海水浴場	28,800	26,400	480
	おにしかツインビーチ	36,900	33,650	600
苫前町	とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ	6,000	23,800	130
羽幌町	はぼろサンセットビーチ	15,000	23,000	500
初山別村	豊岬海水浴場	6,000	5,000	200
遠別町	富士見海水浴場 (みなくるびーち)	6,000	10,000	200

表 I - 1 - 2 各海水浴場の入込み状況

(単位：人)

	海水浴場名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
留萌市	ゴールデンビーチるもい	37,674	—	28,058
小平町	臼谷海水浴場	—	—	3,695
	おにしかツインビーチ	—	—	11,149
苫前町	とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ	5,340	—	4,082
羽幌町	はぼろサンセットビーチ	—	—	9,703
初山別村	豊岬海水浴場	—	—	251
遠別町	富士見海水浴場（みなくるビーチ）	2,019	—	1,825
合 計		45,033	—	58,763

## 2 消費者保護対策の推進

消費生活を取り巻く環境は、情報化の進展やライフスタイルの多様化、インターネットの普及などにより大きく変化してきており、消費者にとっては商品・役務の選択の幅が広がり、利便性の向上などが図られてきている一方で、販売方法の悪質化・巧妙化など、消費者問題は複雑化・多様化している状況にあります。

このため、消費者安全法や北海道消費生活条例などの関係法令に基づき、苦情相談処理等を通じた消費者被害の防止・救済をはじめ、商品表示等の適正化や公正な取引の確保などに関する取組を進めています。

### (1) 消費者生活相談

平成21年に消費者安全法が施行され、住民に身近な市町村における相談体制の強化を図るため、国から交付された地方消費者行政活性化交付金により造成した基金を活用し、市町村に対し北海道消費者行政活性化事業補助金による支援を行っています。

### (2) 公正な消費者取引の確保

#### ア 商品等の規格・表示等の適正化

商品やサービスの規格、表示等の適正化を図るため、食品表示法や北海道消費生活条例など関係法令に基づく監視、指導、調査及び助言を行っています。

なお、毎年11～12月には、管内の市町村のスーパーマーケット・食料品専門店に対して「食品表示一斉調査」を実施し、事業者に対する指導・啓発を行い、食品表示の適正化を図っています。

表 I - 2 - 1 食品表示一斉調査の結果

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査対象店舗	10店舗	5店舗	5店舗
違反の有無	あり（2件）	あり（2件）	あり（2件）
違反の内容	原産地表示の誤り	原産地表示の誤り	原産地表示の誤り
調査結果	口頭指導	口頭指導	口頭指導

※ 調査名について、令和2年度までは「生鮮食品等の表示実態調査」、令和3年度以降は「食品表示一斉調査」である。

## イ 公正な取引の確保

虚偽・誇大な表示や過大な景品の提供により、消費者の適正な商品選択を妨げる行為を防止するため、景品表示法に基づき監視・指導等を行っています。

### (3) 消費生活モニター

道では、北海道消費生活条例に基づき、全道で定数300名（うち管内は定数12名）の消費生活モニターを配置しています。

消費生活モニターは、消費生活に関する情報・意見の収集をはじめ、道民生活に関連性の高い49品目の小売価格、出回り状況及び店舗形態を毎月調査し、道内の物価安定対策、各種施策への反映に役立てています。

## 3 青少年の健全育成

21世紀の北海道を担い、新しい地域づくりの主演となるのは、まぎれもなく青少年です。

私たち道民は、こうした青少年が自分の進むべき方向を自らの力で切り開き、新しい時代をリードしていくことができるよう、心豊かにたくましく成長することを願っています。

しかし、私たちを取り巻く社会は、国際化、高度情報化、少子・高齢化及びインターネット環境のより一層の多様化など、さまざまな分野で急激な変化が進んでおり、青少年の成長にも大きな影響を与えています。

このため、青少年の健全育成のための環境づくりや青少年の社会参加の促進など、大人社会がさまざまな支援を行っていくことが重要です。

### (1) 青少年の健全育成

#### ア 少年の主張留萌地区大会の開催

道では、次代を担う青少年に、広い視野と柔軟な発想や創造性などとともに物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらおう力などを身につけてもらうために、社会に向けての意見、未来への希望などを発表する機会を設け、青少年の健全育成及び非行防止に対する道民の理解を深める契機となることを目的として、全道各地の中学生の代表による「少年の主張」を昭和54年から開催しています。

留萌振興局では、留萌管内各市町村の中学生の代表による「少年の主張留萌地区大会」を開催し、最優秀賞の受賞者は留萌地区代表として全道大会に出場しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度については留萌地区大会及び全道大会の開催を中止とし、また、令和3、4年度については、地区大会及び全道大会とも大会形式を取り止め、発表風景を撮影した映像によるビデオ審査に変更して実施しました。

表 I-3-1 少年の主張留萌地区大会の開催状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催日		令和3年7月27日	令和4年7月26日
開催場所		留萌合同庁舎 講堂	留萌合同庁舎 103会議室
参加者数		8名	7名
聴衆者数		0名	0名
最優秀賞		天塩町立天塩中学校 3年 多田 莉世 さん	羽幌町立羽幌中学校 3年 佐藤 雪奈 さん
テーマ		努力で得られるものとは	勉強とは忌むべきものか
備考	地区大会・全道大会とも開催中止	地区大会・全道大会ともビデオ審査により実施 全道大会 9月2日開催	地区大会・全道大会ともビデオ審査により実施 全道大会 9月2日開催

#### イ 青少年非行防止対策事業

本道における青少年の非行の増加と深刻化に対応するため、関係機関が一体となり、7月の「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」に合わせ、留萌市内で青少年の非行防止を呼びかける街頭啓発を実施しています。

なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭啓発は中止となっています。

#### (2) 北海道青少年健全育成条例

道では、青少年の健全な育成に関する基本理念や施策の基本となる事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的として、「北海道青少年健全育成条例」を制定しています。

#### (3) 立入調査

北海道青少年健全育成条例に基づき配置されている立入調査員が、書店等における有害図書類の販売状況等の調査、携帯電話販売店におけるインターネット接続契約の締結等の際の確認・説明等の調査、カラオケボックスやインターネットカフェ等における個室等への立入制限等の調査などについて随時立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害な環境の浄化などのため必要な指導・助言・協力依頼等を行っています。

平成28年度以降は全道一斉の立入調査として、「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」である7月と「子供・若者育成支援強調月間」である11月に実施しています。

### 4 NPO活動・協働の促進

少子・高齢化の進行や、環境問題の拡大など社会の抱える問題が複雑化・多様化する中、地域の活力を生み出し豊かな社会を創造していくためには、これまでの行政による取組に加え、地域の実情に即したきめ細かな対応を行うことが必要です。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、文化や福祉、環境保全、国際交流、まちづくりなど幅広い分野において、社会的な課題に自主的・主体的に取り組む活動を活発に行っており、地域活性化の担い手として期待されています。

また、これからの地域社会づくりには、市民やNPO法人等と行政が、相互の理解と信頼のもとに目的を共有し、積極的に連携・協力して公共的な課題の解決に当たろうとする、いわゆる「協働」の考え方が求められており、道としてもその着実な推進を図ることとしています。

### （１）特定非営利活動法人（NPO法人）の認証

道では特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人の設立を認証し、役員や定款の変更届、毎事業年度終了後の事業報告の提出を受けています。

また、設立に関する助言なども行っています。

なお、苫前町については平成23年からNPO法人に関する全ての権限を道から町に移譲しています。

### （２）協働の推進

道では、平成15年3月に「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示した「北海道協働推進基本指針」を策定しました。

この指針に基づき、本庁や総合振興局・振興局に総合窓口を設置して情報提供等を行っているほか、道とNPO法人等との協働事例をホームページで公開するなど、協働の推進に向けた取組を進めています。

表 I-4-1 留萌管内に主たる事務所を置くNPO法人（令和4年12月31日現在）

名 称	所在地	主な活動分野	認証年月日
留萌体育協会	留萌市	スポーツ振興	H13. 7. 16
ウイシュ	留萌市	福祉	H13. 7. 27
留萌市文化会議	留萌市	文化振興	H13. 12. 13
家庭保育所「エルム」	羽幌町	子ども	H16. 3. 5
留萌ふれあいの家	留萌市	福祉	H18. 8. 8
サポートセンターかもめ	留萌市	福祉	H18. 8. 28
留萌観光協会	留萌市	まちづくり	H19. 4. 23
羽幌町体育協会	羽幌町	スポーツ振興	H20. 1. 9
天塩川を清流にする会	天塩町	環境保全	H20. 2. 26
サポートハウスちゃお	留萌市	福祉	H20. 5. 19
るもいコホートピア	留萌市	学術	H21. 6. 29
増毛山道の会	留萌市	社会教育	H22. 5. 13
いちえ	羽幌町	福祉	H23. 3. 29
NPOおたすけママクラブ	留萌市	子ども	H23. 10. 24
ワーコレるもい	留萌市	環境保全	H24. 2. 21
ウェルアナザーデザイン	留萌市	福祉	H24. 5. 18
ホープ共同作業所	留萌市	福祉	H25. 9. 12
えんべつ地域おこし協力隊	遠別町	まちづくり	H26. 2. 12
ほっとすぺーすHUG	留萌市	福祉	H27. 2. 19
ふれあいとままえ	苫前町	まちづくり	H27. 12. 21
るもい農業応援隊	留萌市	農村振興	H28. 11. 14
NEXT	留萌市	子ども	H30. 10. 1
フラッシュガンアカデミー	留萌市	子ども	R 2. 10. 30

## 5 男女平等参画の促進

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は緊要な課題とされていることを踏まえ、道では、都市と広大な農山漁村地域が混在する地域性に配慮しつつ、あらゆる分野において男女平等参画の推進を図っていくため、平成13年4月に「北海道男女平等参画推進条例」を施行しました。

さらに、この条例に基づき、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策と体系的に位置づけるため、平成30年3月に「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

また、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づき、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援の一層の推進を図るため、平成31年3月には「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」を策定しました。

### (1) 女性登用状況実態調査

道では、道内の市町村における議会議員、各種審議会・委員会への女性登用の実態を把握し、女性の登用と社会参画の推進を図るため、毎年女性登用率を調査し、公表しています。

令和3年度における各種審議会・委員会への登用率は全道平均22.3%（前年比0.6%増）、管内平均17.8%（前年比0.8%減）となっています。

表 I-5-1 市町村における委員会、審議会等への女性登用率

市町村	令和3年度調査			2年度調査 比率(%) D	差引 (C-D)
	現在数(人) A	内女性数(人) B	比率(%) B/A C		
留萌市	177	42	23.7	25.6	▲ 1.9
増毛町	90	11	12.2	10.0	2.2
小平町	149	18	12.1	13.4	▲ 1.3
苫前町	158	15	9.5	9.7	▲ 0.2
羽幌町	218	46	21.1	21.1	0.0
初山別村	92	16	17.4	18.3	▲ 0.9
遠別町	122	23	18.9	19.7	▲ 0.8
天塩町	81	22	27.2	24.4	2.8
合計	1,087	193	17.8	18.6	▲ 0.8

### (2) 配偶者暴力の防止及び被害者支援

#### ア 配偶者暴力相談支援センターの設置

道では、「配偶者暴力防止法」第3条の規定に基づき、道立女性相談援助センターや本庁、各総合振興局・振興局に配偶者暴力相談支援センターを設置しており、留萌振興局においても環境生活課内に専用電話を設置して、相談に応じています（相談日時：平日の9時から17時まで）。

なお、留萌振興局における令和3年度の相談件数は4件でした。

#### イ 配偶者暴力被害者保護等関係機関連絡会議

留萌振興局では「配偶者暴力防止法」第9条の規定に基づき、「留萌地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る関係機関連絡会議」を設置し、毎年会議を開催しています。

令和4年度は10月17日に開催し、関係機関等での情報の共有化を図り、今後における連携体制を確認しました。

## 6 交通安全運動の推進

道では、平成10年に「北海道交通安全基本条例」を制定し、交通安全に関する施策を総合的・計画的に推進することとしており、現在は「第11次北海道交通安全計画（令和3～7年度）」に基づいて各種施策を実施し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

留萌振興局では、住民が安心して暮らすことのできる交通環境をつくるため、公益社団法人北海道交通安全推進委員会の下部機関である留萌地区交通安全推進協議会と協力し、各市町村や関係機関、団体等と連携して地域や季節に応じた対策を進めています。

### (1) 交通事故の発生状況

令和4年の留萌管内の交通事故は、発生件数38件、死者数1人、負傷者数44人でした。

なお、道内における死者数は、前年より5人減の115人で、都道府県別ワースト順位は6位となっています。

表 I - 6 - 1 管内交通事故発生状況

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数 (件)	管内	39	43	25	17	38
	全道	9,931	9,595	7,898	8,304	8,457
死者数 (人)	管内	5	5	0	2	1
	全道	141	152	144	120	115
負傷者数 (人)	管内	49	48	25	22	44
	全道	11,494	11,046	9,043	9,598	9,785

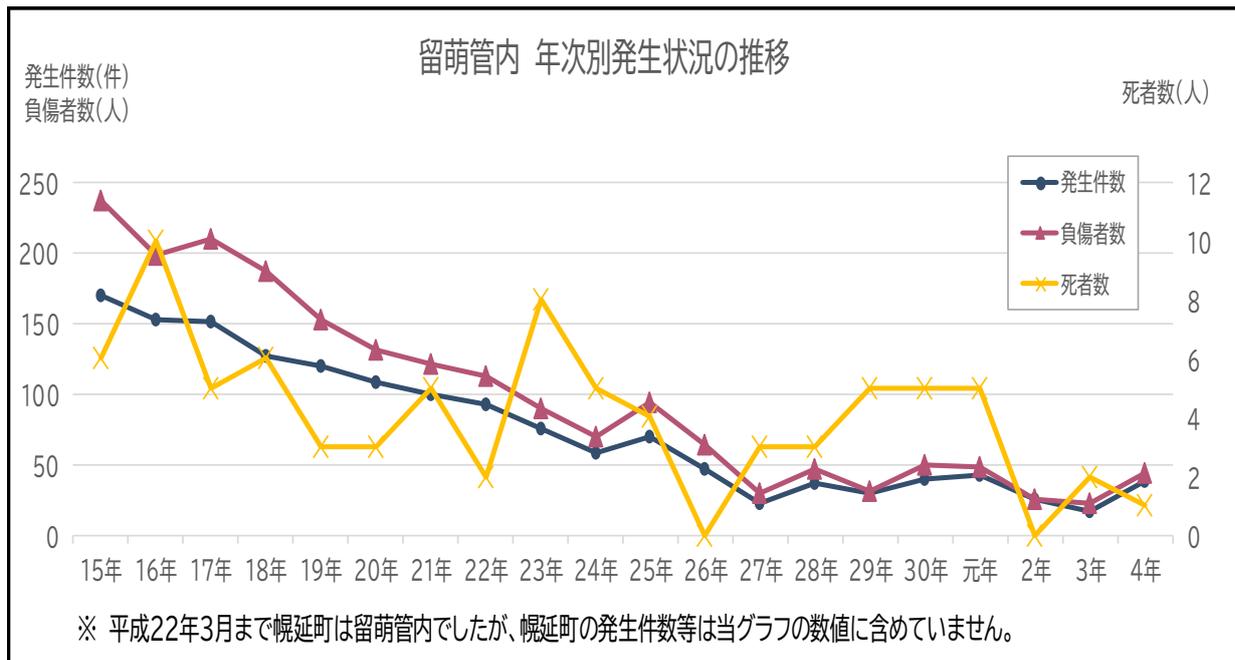
表 I - 6 - 2 管内各市町村の交通死亡事故発生件数等

(単位：件、日)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	直近の死亡 事故発生日	死亡事故 ゼロ日数
留萌市	1	1	0	0	0	R元. 11. 13	1,175
増毛町	0	1	0	0	1	R 4. 1. 31	249
小平町	1	2	0	1	0	R 3. 8. 15	534
苫前町	0	0	0	1	0	R 3. 7. 11	569
羽幌町	0	0	0	0	0	H27. 9. 23	2,687
初山別村	0	0	0	0	0	H27. 4. 25	2,838
遠別町	3	0	0	0	0	H30. 5. 8	1,729
天塩町	0	1	0	0	0	R元. 7. 19	1,292
合計	5	5	0	2	1		

※ 死亡事故ゼロ日数は、令和4年12月31日までの日数

表 I - 6 - 3 留萌管内年次別発生状況の推移



(2) 飲酒運転根絶に関する取組について

平成18年に福岡市内で飲酒運転の車に追突され3児が死亡するという重大事故を契機として、道路交通法の改正など飲酒運転に対する厳罰化が図られましたが、道内でも飲酒運転の車により、平成26年7月13日には小樽市銭函のおたるドリームビーチに通じる市道で3名が死亡、1名が重傷、また、平成27年6月6日には砂川市内の国道で4名が死亡するという大変痛ましい事故が続いたことから、平成27年11月に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を制定し、翌月に施行しました。

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、全道各地で各種取組を実施しています。

ア 飲酒運転根絶の日決起大会

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で7月13日を「飲酒運転根絶の日」とし、全道の総合振興局・振興局において決起大会を開催しています。

令和4年度についても7月13日に決起大会を開催し、国際ソロプチミスト留萌会長による飲酒運転根絶道民宣言を行ったほか、大会参加者及び管内市町村ゆるキャラによる旗の波運動を実施し、参加者全員が飲酒運転根絶に対する意識の高揚・共有を図りました。



## イ 飲酒運転根絶に関する研修会

道民一人一人に「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を広く定着させ、道民の飲酒運転根絶への意識向上を図るため、全道の総合振興局・振興局において、飲酒運転根絶の活動に必要な知識を習得するための研修会を開催しています。

令和4年については、12月1日に留萌合同庁舎で開催し、東海電子株式会社による講話とDVD上映を実施しました。



## ウ エフエムもえるでの啓発CMの放送について

飲酒運転根絶の日に合わせて、7月12～15日に飲酒運転の根絶を啓発するラジオCMをエフエムもえるにおいて放送しました。

## エ 飲酒運転根絶緊急対策

道では、平成29年2月から飲酒運転根絶緊急対策を実施しています。

各総合振興局・振興局管内で飲酒運転による逮捕事案が連続した3日間で3件以上発生した場合や社会的反響の大きい事案が発生した場合、(総合)振興局長は飲酒運転根絶緊急対策の実施を発表し、関係機関と連携し住民への周知、啓発事業等を行うこととしています。

なお、令和4年は、留萌振興局管内では飲酒運転根絶緊急対策の実施はありませんでした。

## (3) 交通安全運動の展開

北海道交通安全総合対策本部（本部長：知事）において決定した「令和4年における交通安全運動の推進方針」に基づいて、次のとおり各種交通安全運動に取り組みました。

### ア 期別運動

次のとおり、4期40日間の交通安全運動を行いました。

なお、各交通安全運動を効果的に推進するため、春の全国交通安全運動の前の3月に各警察署、各市町村及び各関係機関や団体による推進会議を開催しました。

- |             |            |      |
|-------------|------------|------|
| ・春の全国交通安全運動 | 4月6日～15日   | 10日間 |
| ・夏の交通安全運動   | 7月13日～22日  | 10日間 |
| ・秋の全国交通安全運動 | 9月21日～30日  | 10日間 |
| ・冬の交通安全運動   | 11月13日～22日 | 10日間 |

## イ 通年運動

令和4年の年間スローガンは、次のとおりです。

『ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～』

また、北海道における交通事故の実態を踏まえ、次の「交通安全運動の重点」を広く道民に呼びかけ、運動を推進しました。

- 【交通安全運動の重点】
- ① 子供と高齢者の安全確保
  - ② 飲酒運転の根絶
  - ③ スピードダウン
  - ④ シートベルトの全席着用
  - ⑤ 居眠り運転の防止
  - ⑥ 自転車の安全利用
  - ⑦ 安全意識の向上

## ウ 交通死亡事故多発警報等

道では、平成16年4月から交通死亡事故多発警報を実施しています。

全道警報については、道内で交通死亡事故の発生状況が3日間で「① 5件以上の発生」、もしくは、「② 2件以上で6人以上の死者が発生」した場合に発表します。

地域警報は、総合振興局・振興局の管内で交通死亡事故の発生状況が3日間で「① 3件以上の発生」もしくは「② 2件以上で4人以上の死者が発生」した場合に、(総合)振興局長は地域警報を発表し、警察署や各市町村、関係機関と連携し、地域住民への注意喚起、事故防止活動を行うこととしています。

また、全道警報の基準の倍を上回るなど交通死亡事故が著しく多発し異常な状態と認められるときや社会的反響が著しい重大な交通死亡事故が多発したときなどには、知事による非常事態宣言を発表する場合があります。

なお、令和4年は、全道警報、地域警報及び非常事態宣言の発表はありませんでした。

## エ 交通死亡事故抑止留萌管内総決起大会

例年、秋の全国交通安全運動を広く周知するとともに、交通事故防止を図ることを目的として、関係機関の共催により留萌管内総決起大会を開催していますが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。

## オ 春の全国交通安全運動における合同出発式

「春の全国交通安全運動」の初日にあたる4月6日に、留萌合同庁舎において、留萌警察署との共催による合同出発式を開催しました。



## カ 働く車大集合！見て触れて！交通安全の集い

「秋の全国交通安全運動」の初日にあたる9月21日に、留萌合同庁舎において、留萌市内の保育園児を招いて、白バイ、パトカー、自衛隊車両及び消防車両等の体験乗車会を実施し、その後、参加者全員による合同出発式を実施しました。



## キ その他の実施事業

留萌地区交通安全推進協議会と協力して、次の事業を実施しました。

### (ア) 新入学児童への交通安全啓発

新入学児童を交通事故から守るため、交通安全啓発用の教材等を各市町村を通じて新入学児童に配付しました。

### (イ) オロロンライン交通安全特別啓発事業

夏及び秋の行楽シーズンには、オロロンライン（国道231号及び国道232号）を往来する車両が増え、交通事故の多発が憂慮されることから、管内の市町村・警察・関係団体等と協力して、国道沿いの駐車帯や道の駅で啓発資材を配布する「オロロンライン交通安全特別啓発事業」を管内3か所（羽幌町・汐見駐車帯（8月29日）、留萌市・塩見駐車帯（9月2日）、遠別町・道の駅えんべつ富士見（9月5日））で実施しました。



#### (ウ) 高齢者への交通安全啓発

高齢者の交通事故防止及び凍結路面によるスリップ事故などが発生しないよう、管内3箇所（コープさっぽろもい店、ホクレンショップFoodFarm羽幌店、ツルハドラッグ天塩店）で街頭啓発を実施したほか、啓発資材の配布ブースを管内3か所（北海道立羽幌病院、遠別町立国保病院、天塩町立国民健康保険病院）に設置し、交通事故防止を呼びかけました。



#### ク 他の関係機関が実施する事業への参加

他の関係機関が実施する交通安全事業について積極的に参加しています。

令和4年度は、MROパトライト監視作戦、交通安全祈願祭、チャレンジ・セーフティラリー北海道2022、旗の波運動（留萌市主催、留萌商工会議所主催）に参加しました。

#### (4) 交通安全関係の表彰

道では、交通安全の功労に対し各種表彰を実施しています。

令和4年度の表彰の状況は、次のとおりです。

##### ア 知事表彰

北海道社会貢献賞（交通安全功労者） 該当者なし

北海道善行賞（交通安全実践者） 3名（留萌市1名、小平町1名、苫前町1名）

##### イ 知事感謝状

交通安全功労者 該当者なし

##### ウ 交通事故死ゼロ長期日数達成に伴う知事感謝状

今年度は該当なし

## 7 アイヌ施策の推進

北海道や東北地方北部などに古くから住んでいるアイヌの人たちは、固有の言語、伝統的な儀式や祭事、多くの口承文芸、アイヌ文様などの独自の文化をもち、自然の恵みに感謝しつつ、狩猟・漁撈・採集を行い暮らしてきた民族です。

江戸から明治の時代を迎え、明治政府による大規模な和人の移住による開拓や伝統的風俗・習慣の禁止、日本語使用の強制等といった同化政策等により、アイヌの人たちの生活や文化は大きな打撃を受け、以降、和人と教育的・金銭的な格差やいわれのない差別が生じたところです。

政府は、明治32年に「北海道旧土人保護法」を、平成9年には北海道旧土人保護法を廃止して新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、アイヌの人たちの生活向上等を図ってきました。

平成31年4月には、従来 of 生活向上施策やアイヌ文化振興施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、併せて「アイヌ政策推進交付金」制度が創設されました。

また、令和2年7月には、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターである民族共生象徴空間「ウポポイ」が胆振管内白老町に誕生し、アイヌ文化の復興等に関する中核的な役割を担っています。

平成29年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」によると、留萌振興局管内の各市町村にはアイヌの人たちはいないこととされていますが、高校生・専門学校生に対する修学資金や大学生に対する貸付金制度の事務や「アイヌ政策推進交付金」に係る各市町村への助言など、各種アイヌ施策に取り組んでいます。

## II 地域環境

道では、「北海道環境基本条例」に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐための基本的な計画として、平成10年に北海道環境基本計画を策定し、その後、平成20年に第2次計画を、令和3年には施策の方向の見直しなどを行い、第3次計画を策定しました。

これらの計画の下、各種施策を講じてきたことにより、大気環境や河川の水環境はおおむね良好な状態が保たれているなど、順調に推移している分野がある一方で、地球温暖化やプラスチックゴミによる海洋汚染などといった様々な課題も残されています。

こうした状況を踏まえて、道では長期的な目標として2050年頃を展望した北海道の環境の将来像を示すとともに、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指す取組を進めています。

留萌振興局においても、住民が健康で安全に生活できるよう、公害のない環境づくりに努めるとともに脱炭素社会の実現を目指し、各種施策を推進しています。

### 1 環境保全対策

#### (1) 公害苦情への対応

公害には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害の他に、廃棄物の不法投棄などがあります。住民からの苦情を受理した市町村や振興局の職員が現地へ赴き、原因調査や原因者に対する指導を行っています。

#### (2) 水質汚濁防止対策

##### ア 公共用水域（海域、河川）の常時監視について

環境基準（表Ⅱ-1-8）が定められている留萌海域、留萌川及び天塩川の水質を調査しています。令和3年度の測定結果では、全ての水域で環境基準を達成しています。

#### 用語

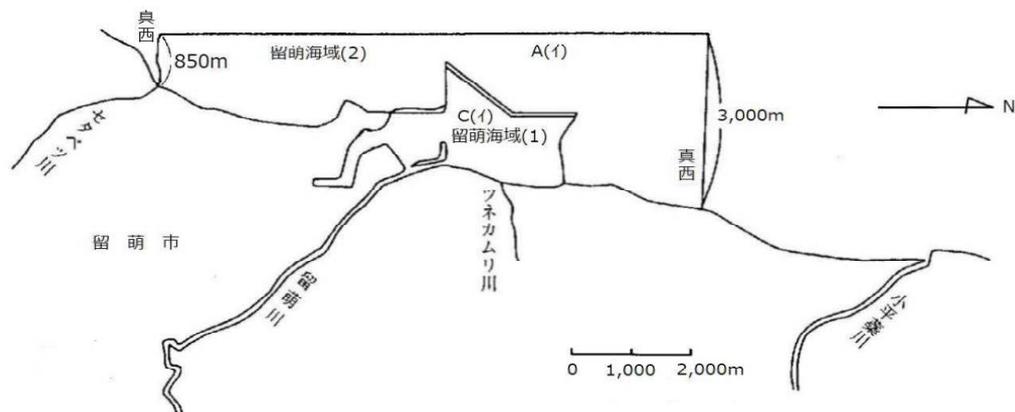
##### 【BOD（生物学的酸素要求量）】

水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど川は汚れている。

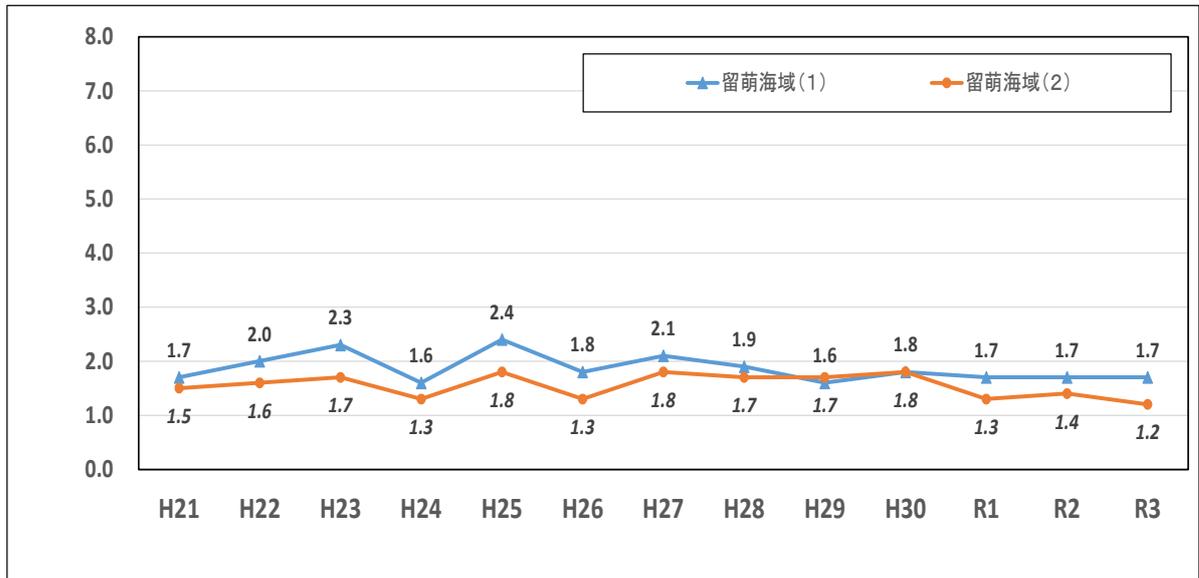
##### 【COD（化学的酸素要求量）】

水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど海や湖沼は汚れている。

表Ⅱ-1-1 留萌海域に係る環境基準類型



表Ⅱ－１－２ 留萌海域のCOD(75%値)の経年変化 [単位 mg/L]



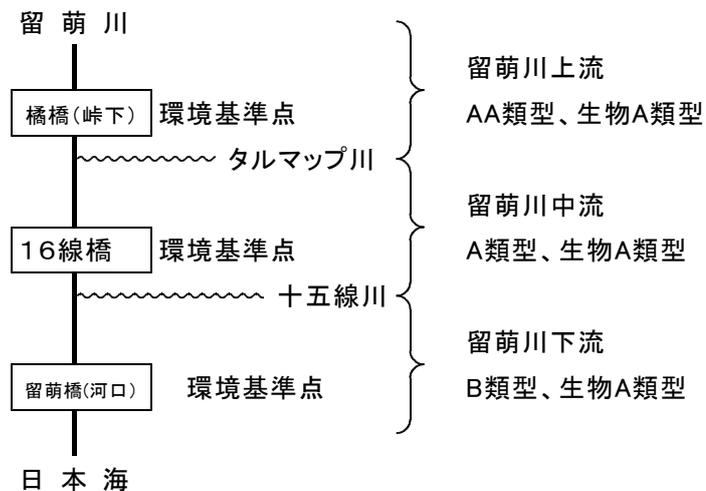
※ CODの環境基準値は、留萌海域(1)がC類型（8mg/L）、留萌海域(2)がA類型（2mg/L）

用語

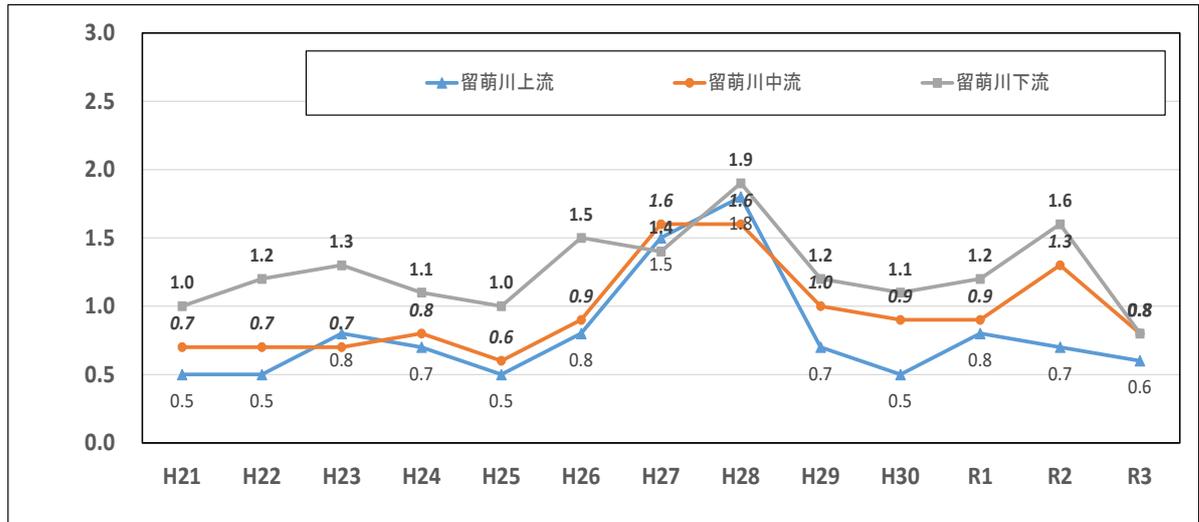
【75%値】

年間の日間平均値の全測定データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータ値を75%値と呼ぶ。BODやCODに係る環境基準達成状況を判断する場合は、75%値を用いる。

表Ⅱ－１－３ 留萌川に係る環境基準類型



表Ⅱ－１－４ 留萌川のBOD(75%値)の経年変化 [単位 mg/L]



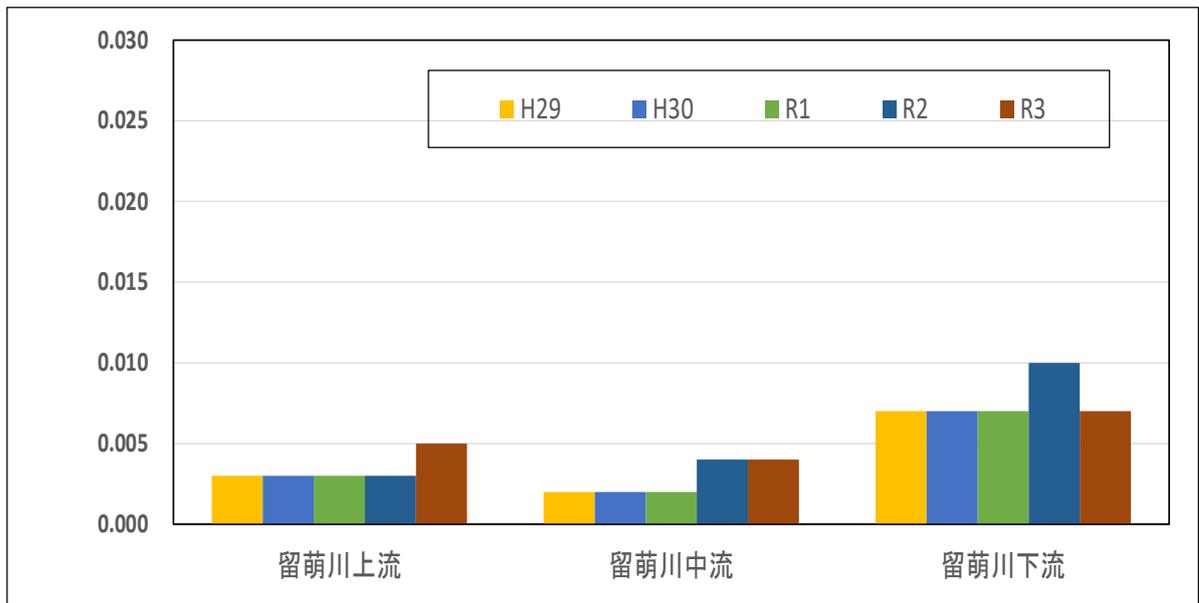
※ BODの環境基準値は、留萌川上流がAA類型（1 mg/L）、留萌川中流がA類型（2 mg/L）、留萌川下流がB類型（3 mg/L）

留萌川には水生生物の保全に関する環境基準が設定されています。

（平成23年6月に生物A類型に指定されました。環境基準は表Ⅱ－１－9のとおりです。）

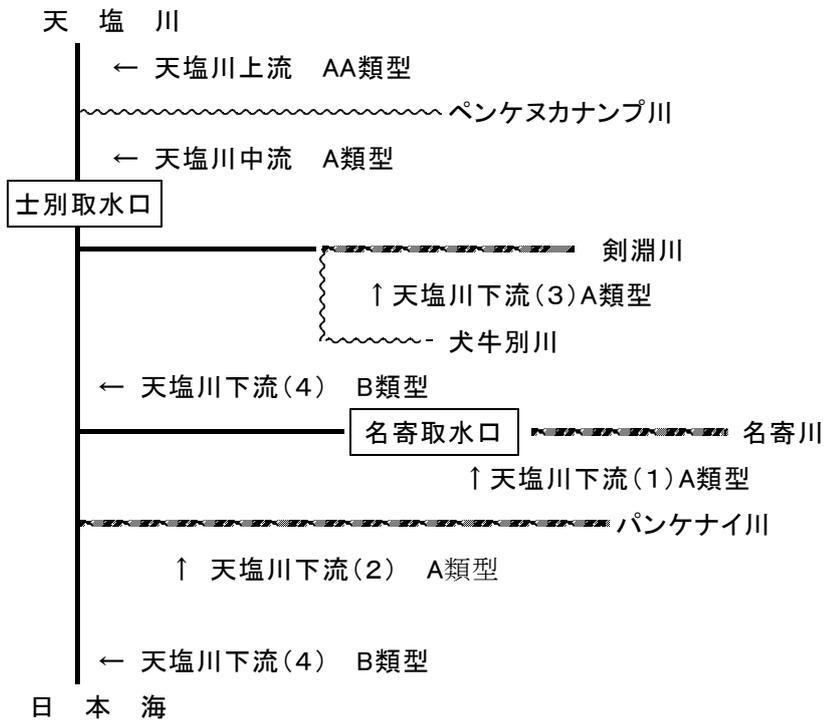
平成27年度～令和3年度において留萌川で実施した水質調査結果は、水生生物の保全に関する環境基準を満たしています。

表Ⅱ－１－５ 留萌川の全亜鉛(年平均値)の測定結果 [単位mg/L]

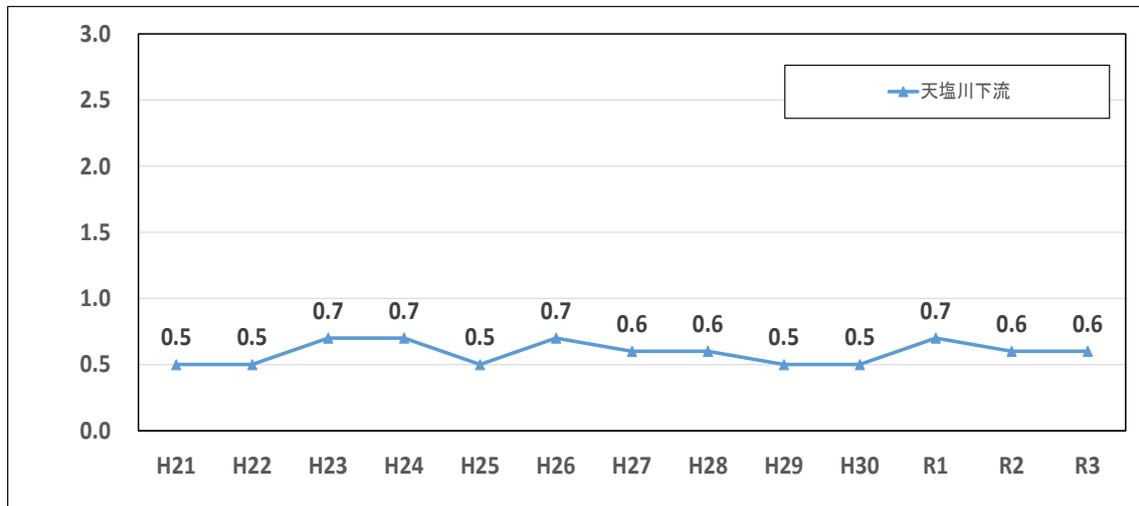


※ 全亜鉛の環境基準は、生物A類型（0.03mg/L）

表Ⅱ-1-6 天塩川に係る環境基準類型



表Ⅱ-1-7 天塩川下流のBOD(75%値)の経年変化 [単位 mg/L]



※ 天塩川下流(4)のBOD環境基準値は、B類型(3mg/L)

表Ⅱ－１－８ 生活環境の保全に関する環境基準

1 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
A	水産1級 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：自然環境保全を利用目的としている地点については大腸菌数20CFU/100ml以下とする。  
 (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じ  
 ない程度

2 河 川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100ml以下

備考：C類型、D類型及びE類型は省略する。  
 基準値は日間平均値とする。  
 (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び  
 水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の  
 水産生物用

表Ⅱ－１－９ 水生生物の保全に関する環境基準

河川

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

イ 地下水の水質調査について

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質調査を行っています。

令和3年度は苫前町の1ヵ所で井戸水の調査を実施しましたが、地下水の環境基準値を超過した項目はありませんでした。

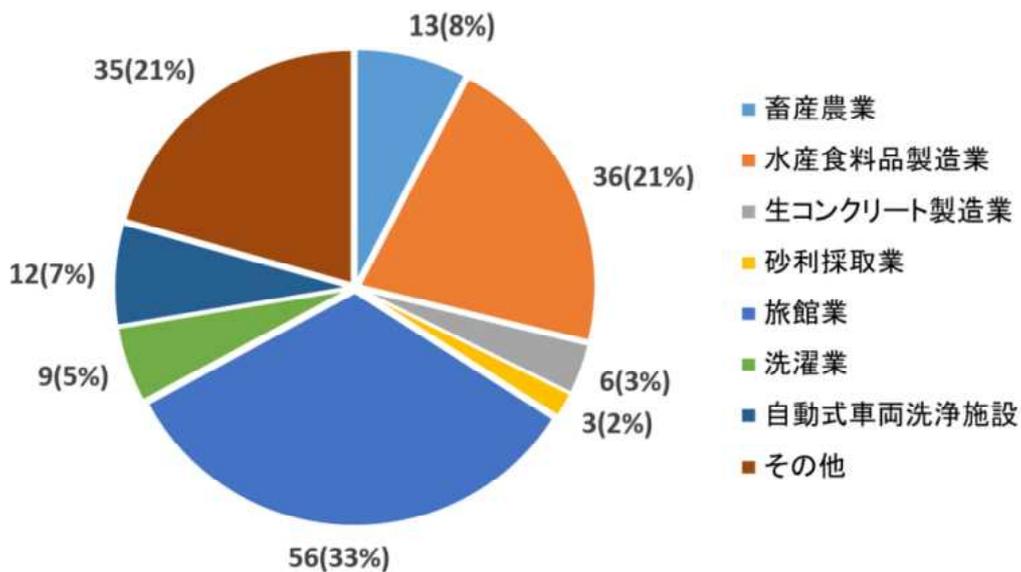
ウ 事業場に対する監視・指導について

道では、公共用水域に排水を排出する特定の施設については、水質汚濁防止法に基づき、その設置及び変更等の際し、届出を義務づけるとともに、排水を排水基準で規制しています。さらに、天塩川水系に排水を排出する一部の事業場に対しては、条例で水質汚濁防止法よりも厳しい排水基準（上乘せ基準）を設けて規制を行っています。

令和4年3月末現在、当管内の届出事業場は水産加工場や旅館等で合計170です。

これらの事業場に対して、定期的に立入検査等を実施し、監視・指導を行っています。

表Ⅱ－１－１０ 水質汚濁防止法に基づく業種別の届出事業場数（令和４年３月31日現在）



立入検査には、施設の維持管理や稼働状況等の確認を行う一般検査のほか、排水量が1日当たり50m<sup>3</sup>以上の事業場に対する採水検査もあります。

表Ⅱ－１－１１ 水質立入検査概要（令和３年度）

立入検査件数		違反・指導件数	
一般検査	37	排水基準違反	1
採水検査	6	行政指導	1
合計	43	合計	1

#### エ 油流出事故対策について

油流出事故に備えて、市町村や警察、消防等関係機関で事故時の連絡体制を設け、被害の未然防止等を図っています。

#### オ 汚水処理施設の整備状況について

道では平成9年度に「全道みな下水道構想」、平成30年度には「全道みな下水道構想Ⅳ」を策定し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、公共用下水道、合併処理浄化槽や農業・漁業集落排水施設など、汚水処理施設の整備促進を図っています。

表Ⅱ－１－１２ 汚水処理人口普及率（令和４年３月31日現在）

	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内
汚水処理人口普及率 (%)	90.7	68.8	85.0	79.4	87.1	92.1	95.1	84.4	86.81

### (3) 大気汚染防止対策

道では、大気汚染防止法や北海道公害防止条例に基づき、ばい煙や一般粉じんを発生する一定規模以上の施設については、その設置及び変更等に際し、届出を義務づけています。

令和4年3月31日現在で当管内には大気汚染防止法に基づくボイラー等のばい煙発生施設は105、堆積場等の一般粉じん発生施設は51あり、その他に北海道公害防止条例に基づくばい煙等発生施設が126あります。

また、それらの施設を有する事業場のうち、令和3年度には、21事業場の73施設に対して立入検査等を実施し、監視・指導を行っています。

表Ⅱ-1-13 大気立入検査概要（令和3年度）

	事業場数	指導件数
ばい煙発生施設の立入検査	17	5
ばい煙に係る測定検査	1	0
一般立入検査	16	5
一般粉じん発生施設の立入検査	4	0
合 計	21	5

#### 用語

##### 【ばい煙】

燃料などの燃焼に伴い発生する、ばいじん(すす)や硫黄酸化物などをいう。

##### 【一般粉じん】

破碎や選別などにより発生し、又は飛散する物質のうち、「特定粉じん」以外のものをいう。

表Ⅱ-1-14

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数  
(令和4年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
ボイラー	98	93.3
乾燥炉	5	4.7
廃棄物焼却炉	1	1.0
ガスタービン	1	1.0
ディーゼル機関	0	0
合 計	105	100.0

表Ⅱ-1-15

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数  
(令和4年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
堆積場	33	64.7
ベルトコンベア	11	21.5
破碎機・摩砕機	5	9.8
ふるい	2	4.0
合 計	51	100.0

表Ⅱ-1-16

北海道公害防止条例に基づくばい煙等発生施設数  
(令和4年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
原材料置場	0	0
ベルトコンベア	96	76.2
破碎機・摩砕機	11	8.7
ふるい	19	15.1
その他	0	0
合 計	126	100.0

#### 用語

##### 【石綿（アスベスト）】

安価で耐火性など多様な機能を有していることから、建築材料として様々な建築物等に使用されてきた。石綿の暴露後に数十年を経て発症する中皮種や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されている。

また、大気汚染防止法では、石綿（アスベスト）が「特定粉じん」として位置付けられており、吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業（特定粉じん排出等作業）を行うときには、事前の届出が義務づけられています。

なお、令和3年度は、当管内では届出はありません。

#### (4) 騒音、振動、悪臭防止対策

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損うことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれており、公害に関する苦情の中で最も高い割合を占めています。

工場・事業場等の発生源対策としては、法律に基づく規制地域及び規制基準を道が設定（市の区域は市が設定）し、市町村が規制・指導を行っています。管内では、騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域は留萌市、羽幌町及び増毛町に、悪臭防止法に基づく規制地域は留萌市、羽幌町に設定されています。

また、法律に基づく指定地域以外の地域では、北海道公害防止条例に基づき、市町村が届出を受け付けるなどしています。

#### (5) ダイオキシン類対策

平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、同法に基づき一定規模以上の特定施設（廃棄物焼却炉等）については、設置等に際し届出を義務づけるとともに、特定施設の設置者は排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を知事に報告することとなっています。令和3年度末現在、留萌管内の特定施設は2施設です。

また、道では、環境中（地下水、土壌等）におけるダイオキシン類による汚染の状況を平成12年度から定期的に調査しており、平成16年度までに全自治体の調査をひととおり終了しました。さらに、その後も調査を継続していますが、当管内では法に定める環境基準値を超過した事例はありません（令和4年3月31日現在）。

#### (6) 土壌汚染対策

有害物質による土壌汚染事例の判明件数が著しく増加し、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったため、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されました。

この法律では、土壌汚染の現況の把握や土壌汚染による人の健康被害を防止するため、特定有害物質を取り扱った工場などを廃止する際に、土地所有者等は土壌汚染の状況の調査や報告などを行うことが定められています。

さらに、平成22年4月に、改正土壌汚染対策法が施行され、一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更を行う者が知事に対して工事着手の30日前までに届出を行う義務、要措置区域や形質変更時要届出区域の指定制度などが定められています。当管内では、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません（令和4年3月31日現在）。

#### (7) その他の環境保全対策

##### ア 特定開発行為の規制について

道では、昭和48年に北海道自然環境等保全条例を制定し、環境の破壊や災害の発生を未然に防止するために、1ha以上の規模の土石の採取、資材置場又は工場用地の造成など特定の開発行為を行う場合には、知事の許可を受けなければならないことになっています。当管内では許可中の開発行為はありません。

##### イ 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）について

道では、昭和53年に、全国に先駆けて、北海道環境影響評価条例を制定し、開発事業の実施による環境悪化の未然防止に努めてきました。その後、平成8年に北海道環境基本条例が制定され、平成9年には環境影響評価法が制定されるなど、制度を取り巻く情勢が大きく変化していることから、平成11年6月から、全面的に改正した条例を施行し、環境影響評価手続の充実、強化、より効果的な環境への配慮を図っています。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 循環型社会の形成

#### ア 循環型社会の推進

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成22年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。

令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえて、後続計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）を策定し、さらに、同基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」についても同時に策定し、循環型社会の形成を積極的に進めています。

#### イ 資源リサイクルの現況

##### (ア) 市町村等における再資源化の状況

管内では、すべての市町村が市町村（一部事務組合）による資源ごみの分別収集及び再資源化を行っています。なお、回収品目は一部品目を除く大部分が対象となっています。

##### (イ) 廃棄物再生事業者登録制度の活用

平成4年度からはじまった「廃棄物再生事業者登録制度」により、古紙、金属くず、空き瓶、古繊維の再生を業として営んでいる事業者が、一定の要件を満たしている場合は北海道知事の登録を受けることができ、登録事業者は「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いることができます。市町村は登録を受けた者に対して、市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができます。

管内では令和3年度末現在で1事業者が登録されています。

##### (ウ) 普及啓発活動

ごみの排出抑制、再生利用による減量やリサイクルの推進に関する普及・啓発のため、次のような取組を行っています。

###### a ごみ減量・リサイクル推進週間

環境省では、毎年5月30日から6月5日までの1週間を「リサイクル・ごみ減量化推進週間」と定め、ごみ減量やリサイクル推進のための普及啓発を行っています。

###### b リサイクル推進月間

環境省では、平成3年から10月を「リサイクル推進月間」と定め、平成12年からは「3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間」と改め、啓発を行っています。

#### ウ 各個別リサイクル法の取組状況

##### (ア) 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法が、平成7年12月に一部施行、平成12年度に完全施行され、各市町村では5年を一期とする分別収集計画を策定して、容器包装廃棄物（一般廃棄物）の分別収集及び再商品化を行っています。

平成8年度に第1期市町村分別収集計画が始まり、これまで第7期計画まで策定してきましたが、平成18年6月に容器包装リサイクル法の改正、また平成20年4月にリサイクル（再商品化）の効率化が図られた場合事業者から市町村に拠出金が配分される制度が施行され、令和元年6月に市町村では新たに第9期市町村分別収集計画（令和2年4月から5カ年）を策定しました。

表Ⅱ-2-1 市町村（一部事務組合）の分別収集開始年度

分別収集の 対象となる容器包装	留萌南部衛生組合 ※1	羽幌町外2町村 衛生施設組合 ※2	西天北五町 衛生施設組合 ※3
無色ガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
茶色ガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
その他の色のガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
ペットボトル	平成25年度	平成12年度	平成15年度
その他紙製容器包装	平成25年度	—	平成15年度
プラスチック製容器包装	平成25年度	平成15年度	平成15年度
白色トレイ	平成25年度	平成15年度	平成15年度
スチール缶	平成25年度	平成12年度	平成15年度
アルミ缶	平成25年度	平成12年度	平成15年度
飲料用紙製容器包装	平成25年度	平成12年度	平成15年度
段ボール	平成25年度	平成12年度	平成15年度

- ※1 留萌南部衛生組合 : 留萌市、増毛町、小平町  
 ※2 羽幌町外2町村衛生施設組合 : 羽幌町、苫前町、初山別村  
 ※3 西天北五町衛生施設組合 : 遠別町、天塩町、中川町（上川総合振興局）、  
 幌延町（宗谷総合振興局）、豊富町（宗谷総合振興局）

(イ) 家電リサイクルの促進

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が、平成13年4月に施行され、市町村等による処理が困難で、資源として有効利用性が高い4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）が特定家庭用機器に指定されました。さらに平成21年4月には、液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加指定されました。

この法律では、これらの家電を廃棄する消費者（排出者）が、リサイクル料金及び運搬料金を負担して小売業者に引渡し、小売業者から廃家電を引き取った製造業者等がリサイクルを行うことが定められています。

(ウ) 建設リサイクルの推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が、平成14年5月に完全施行され、一定規模以上の建設工事受注者等に対し、特定建設資材（コンクリートや木材等）の分別解体や再資源化等を義務付けています。

環境生活課では、特定建設資材が円滑に再資源化等されるように、建設業者に対して再資源化等施設に関する情報提供を行うとともに、特定建設資材廃棄物の適正処理のために立入検査を行っています。

建設指導課では、分別解体、対象建設工事届出の受理、解体工事業登録を行っています。

(エ) 自動車リサイクルの推進

使用済自動車は、中古部品や金属としての価値があり、従来、市場原理の下で自動車解体業者等によってリサイクル・処理が行われてきました。

しかしながら、最終工程で発生する金属とプラスチック等が混在した破碎くず（シュレッダーダスト）の処分費の高騰やくず鉄価格の低迷等から、自動車ユーザーが処理料金を払って引き渡す状況（逆有償）が生じ、不法投棄や不適正な長期間保管が問題となったほか、処理する

ために専門技術が必要なエアバッグ類を装着した自動車も増えてきました。

こうした中で、平成17年1月に、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が施行されました。

この法律では、自動車ユーザーは、使用済み自動車のエアバッグ類、エアコン用フロン類及びシュレッターダストのリサイクルや適正処理に必要な費用を負担し、引取業者に使用済み自動車を引き渡すことが義務付けられました。

また、使用済み自動車の引取業者及びフロン類回収業者は登録制、解体業者及び破砕業者は許可制になり、それぞれリサイクル・適正処理を行うことが義務付けられました。

留萌振興局では、解体業と破砕業に対しての許可を行うとともに、解体業・破砕業事業所への立入検査を行うなど、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を推進しています。

**表Ⅱ－２－２ 留萌振興局管内の自動車リサイクル関連事業所数（令和4年3月31日現在）**

引取業者	フロン回収業者	解体業者	破砕業者
11	3	1	1

#### （オ）小型家電リサイクルの促進

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が平成25年4月から施行され、電話機、携帯電話端末、デジタルカメラ、パソコン、プリンター等が制度対象品目に指定されました。

この法律では、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用の確保を図るため、市町村等が回収した使用済み小型家電について、これを引き取って確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じることが定められています。

市町村が公共施設内に設置したボックス等回収が行われていますが、回収に当たり小型家電を廃棄する消費者（排出者）がリサイクル料金を負担する必要はありません。

## （２）一般廃棄物

### ア 一般廃棄物の概要

一般廃棄物は、地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽に係る汚泥がその主たるもので、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物として特定されなかったものもこれに含まれます。

市町村は、当該市町村の区域全域について一般廃棄物処理計画を策定しなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水に関して、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる基本計画と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める実施計画で構成され、それぞれ、ごみ及び生活排水に関する部分から構成されています。

また、対象となる廃棄物としては、市町村が処理する一般廃棄物のみならず、多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、市町村以外のものが処理する一般廃棄物も含まれます。

### イ 一般廃棄物処理の現況

#### （ア）一般廃棄物処理計画策定状況

管内の市町村における一般廃棄物処理計画策定状況は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画ともに策定済みで、策定年度等は表Ⅱ－２－３のとおりです。

表Ⅱ－２－３ 一般廃棄物処理計画策定状況（令和４年３月31日現在）

市町村	ごみ処理基本計画		生活排水処理基本計画	
	策定年度(期間)	備 考	策定年度(期間)	備 考
留萌市	H25 (R9年度まで)	留萌南部衛生組合 策定	H23.3(R7年度まで)	
増毛町			H26.10(R6年度まで)	
小平町			H22.1(R1年度まで)	
苫前町	H28.3 (R11年度まで)	羽幌町外2町村衛 生施設組合策定	H28.7 (R7年度まで)	羽幌町外2町村衛 生施設組合策定
羽幌町				
初山別村				
遠別町	H28.3 (R12年度まで)	西天北五町衛生施 設組合策定	H28.3(R12年度まで)	
天塩町			H28.3(R12年度まで)	

(イ) 中間処理施設及び最終処分場の概要

管内市町村等の一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の概要は、表Ⅱ－２－４のとおりです。

なお、ごみ処理の広域化（29ページ参照）により、留萌市、増毛町、小平町及び苫前町、羽幌町（離島の生ごみ処理を除く）、初山別村並びに遠別町、天塩町のごみ処理は、それぞれの一部事務組合の施設で行われております。

また、留萌管内では、一般廃棄物の中間処理施設のうち焼却施設はすべて廃止されています。

表Ⅱ－２－４ 一般廃棄物処理施設の概要（令和４年３月31日現在）

市町村等	中間処理施設 (t/日)				最終処分場		
	生ゴミ処理	堆肥化	破 碎	資 源 化	面積 m <sup>2</sup>	容積 m <sup>3</sup>	設 置 年
留萌南部衛生組合	6.87		8.0	15.0	16,920	114,342	H25
留 萌 市					15,000	88,500	H10
増 毛 町					9,020	31,300	H10
小 平 町		17.4			5,900	22,400	H14
羽幌町外2町村衛生施設組合		6.0	6.7	4.6	13,100	78,100	H15
苫 前 町							
羽 幌 町							
初 山 別 村							
西天北五町衛生施設組合		5.0	16.0	2.0	15,000	114,100	H15
遠 別 町							
天 塩 町							

(ウ) し尿処理施設の概要

管内市町村のし尿処理施設の概要は、表Ⅱ－２－５のとおりです。

管内市町村のし尿及び浄化槽汚泥は、すべて各一部事務組合で処理されています。

このうち、西天北五町衛生施設組合の施設は、し尿と生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターとなっています。

なお、羽幌町外2町村衛生施設組合の施設については、平成28年に「汚水処理共同整備事業(MICS事業)」により、し尿及び浄化槽汚泥を下水道処理施設で処理することとなったため、平成28年12月20日に廃止となりました。

表Ⅱ-2-5 し尿処理施設概要(令和4年3月31日現在)

市町村等	処理能力 (kL/日)	処理方式	処理廃棄物	設置年
留萌南部衛生組合 (留萌市 増毛町 小平町)	80	嫌気	し尿、浄化槽汚泥	S55
西天北五町衛生施設組合 (遠別町 天塩町 (幌延町(宗谷管内)) (豊富町(宗谷管内)) (中川町(上川管内))	20	し尿系 : 膜分離+高度処理 ごみ系 : 高速メタン発酵	し尿、浄化槽汚泥 生ごみ、下水汚泥	H15

(エ) 管内市町村等の一般廃棄物処理の状況

令和2年度の一般廃棄物処理の状況は、表Ⅱ-2-6、表Ⅱ-2-7、表Ⅱ-2-8及び表Ⅱ-2-9のとおりです。

管内全体の総排出量は13,858tであり、全道の0.77%を占めています。原単位(一人一日あたりの排出量)で見ると870g/人・日であり、全道平均949g/人・日及び全国平均901g/人・日を下回っています。

また、リサイクル率では管内全体で29.2%であり、全道の23.4%、全国の20.0%を大きく上回っています。

表Ⅱ-2-6 一般廃棄物の排出量(令和2年度)

	総排出量(t)	構成比(%)	原単位(g/人・日)	リサイクル率(%)
留萌振興局	13,858	0.77	870	29.2
留萌市	5,903	(42.6)	808	20.5
増毛町	1,002	(7.2)	663	26.5
小平町	1,715	(12.4)	1,522	63.4
苫前町	824	(6.0)	752	28.8
羽幌町	2,111	(15.2)	863	27.1
初山別村	320	(2.3)	775	42.7
遠別町	988	(7.1)	1,056	26.5
天塩町	995	(7.2)	916	29.1
全道	181(万t)	100.0	949	23.4
全国	4,167(万t)	—	901	20.0

※ 構成比の留萌振興局は全道に対する比率

※ ( )内は留萌振興局全体に対する比率

表Ⅱ-2-7 一般廃棄物処理の状況（令和2年度）

	排出量 (t)			中間処理 (t)					最終処分 (t)			資源化量 (t) 総量 (d)	中間処理による減量 (f) = a - (c+d)
	総量 (a)	計画収集	直接搬入	総量 (b)	RDF化	粗大	堆肥化	他の資源化処理	総量 (c)	直接埋立 (c)	処理 (d)		
留萌市	5,903	5,556	347	3,434	0	393	0	1,323	2,921	2,468	453	1,240	1,742
増毛町	1,002	930	72	534	0	51	0	349	515	450	65	266	221
小平町	1,715	748	967	1,148	0	0	905	241	552	549	3	1,088	75
苫前町	824	720	104	463	0	105	137	221	475	361	114	237	112
羽幌町	2,111	2,035	76	1,142	0	221	396	525	1,213	961	252	573	325
初山別村	320	309	11	155	0	30	11	114	157	119	38	117	46
遠別町	988	953	35	919	0	0	0	919	600	69	531	263	125
天塩町	995	922	73	923	0	0	0	923	609	72	537	291	95

表Ⅱ-2-8 し尿処理の状況（令和2年度）

一部事務組合	収集 (kL)	処理 (kL)	処理内訳 (kL)			備考
			し尿処理施設	下水道投入	自家処理	
留萌南部衛生組合	4,104	4,104	4,104	0	8	収集は、構成市町
羽幌町外2町村衛生施設組合	3,074	3,074	3,074	0	0	

表Ⅱ-2-9 浄化槽汚泥処理の状況（令和2年度）

一部事務組合	収集 (kL)	処理 (kL)	処理内訳 (kL)			備考
			し尿処理施設	下水道投入	自家処理	
留萌南部衛生組合	4,448	4,448	4,448	0	8	収集は、構成市町
羽幌町外2町村衛生施設組合	1,124	1,124	1,124	0	0	

## ウ ごみ処理の広域化の推進

### (ア) ごみの広域処理

道は、平成9年12月に広域的なごみ処理を行うことによりダイオキシン類の排出削減を図ることとし、今後のごみ処理のあり方や広域的な取組の際に必要な市町村の範囲について、基本的な考え方を示した「ごみ処理の広域化計画」を策定しました。

この計画で、留萌振興局は、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町及び初山別村で構成する留萌中南部ブロックと、遠別町、天塩町のほか宗谷管内幌延町、豊富町及び上川管内中川町で構成する西天北ブロックに分かれています。

両ブロックでは、平成14年12月から強化されたダイオキシンの排出基準に対応するため、脱焼却の施設整備を進めました。

このうち、留萌中南部ブロックにおける基本計画等は表Ⅱ－2－10、ごみ処理施設整備状況等は表Ⅱ－2－11のとおりです。

表Ⅱ－2－10 広域化計画による基本計画概要（令和4年1月1日現在）

ブロック名	留萌中南部ブロック
協議会の設置	平成10年6月1日 「留萌中南部広域生活環境対策協議会」発足 (平成21年8月31日解散)
基本計画の策定	平成11年3月
実施計画の策定	平成12年3月
基本計画等の概要 (施設整備)	<b>南部地域</b> 構成：留萌市・増毛町・小平町（留萌南部衛生組合） 施設：リサイクルプラザ 既設 最終処分場 既設 生ゴミ処理施設 既設 有害鳥獣焼却施設 既設 人口：26,625人 面積：1,294.17km <sup>2</sup>
	<b>中部地域</b> 構成：苫前町・羽幌町・初山別村（羽幌町外2町村衛生施設組合） 施設：リサイクルプラザ 既設 最終処分場 既設 人口：10,532人 面積：1,206.33km <sup>2</sup>

※ 遠別町及び天塩町については、西天北ブロックに構成される。

表Ⅱ-2-11 広域化計画によるごみ処理施設整備状況（令和4年3月31日現在）

南部地域（留萌市・増毛町・小平町）			
	施設名	能力等	備考
留 萌 中 南 部 ブ ロ ック	リサイクルプラザ（留萌市美・サイクル館） （H10.4供用開始）	資源化施設 15.0t/日 粗大ごみ破砕 8.0t/日	・増毛町・小平町の可燃ごみ、資源ごみ（カレット）は美・サイクル館で処理 ・小平町単独で農業・水産業系一廃を堆肥化施設で処理 ・有害鳥獣焼却施設はH26.4から稼働
	留萌南部衛生組合最終処分場 （H26.4供用開始）	面積 16,920m <sup>2</sup> 容積 114,342m <sup>3</sup>	
	リサイクルプラザ（小平町） （H25.4供用開始）	生ゴミ処理 6.87t/日	
	小平町最終処分場 （H14.4供用開始）	面積 5,900m <sup>2</sup> 容積 22,400m <sup>3</sup>	
	留萌市最終処分場 （H10.4供用開始）	面積 15,000m <sup>2</sup> 容積 88,500m <sup>3</sup>	
	増毛町最終処分場 （H10.4供用開始）	面積 9,020m <sup>2</sup> 容積 31,300m <sup>3</sup>	
	中部地域（羽幌町外2町村衛生施設組合（構成町村：羽幌町・苫前町・初山別村））		
	施設名	能力等	備考
ツ ク	リサイクルプラザ （きらりサイクル工房） （H14.11供用開始）	粗大ごみ・破砕ごみ 6.7t/日 資源ごみ 4.6t/日 生ごみ 6.0t/日	
	最終処分場 （H15.11供用開始）	面積 13,100m <sup>2</sup> 容積 78,100m <sup>3</sup>	

（遠別町及び天塩町については西天北ブロックに構成され、処理施設は宗谷管内で整備）

### （3）産業廃棄物

#### ア 産業廃棄物処理の概要

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻等の20種類と輸入された廃棄物をいい、事業者が処理責任が課せられています。

道では、事業活動に伴う産業廃棄物の処理に当たっては、適正な循環利用に努め、やむを得ず排出された産業廃棄物については、適正な処理が円滑に推進され、生活環境の保全が図られるよう指導を行っています。

#### イ 産業廃棄物処理業者等の現況

##### （ア）産業廃棄物処理業者数

留萌管内における産業廃棄物処理業者数は、表Ⅱ-2-12のとおりです。

表Ⅱ－２－１２ 産業廃棄物処理業者数（令和４年３月３１日現在）

区 分		産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業		70	5
処 分 業	中間処理	11	－
	最終処分	2	－

※ 収集運搬業と処分業両方の許可を持っている場合は重複して計上。

(イ) 産業廃棄物処理施設数

留萌管内における産業廃棄物処理施設数は、表Ⅱ－２－１３のとおりです。

表Ⅱ－２－１３ 産業廃棄物処理施設数（令和４年３月３１日現在）

区 分		公 共	事 業 者	処理業者
産 業 廃 棄 物 の 焼 却 施 設		－	－	1
木 く ず の 破 碎 施 設		－	－	3
が れ き 類 の 破 碎 施 設		－	－	10
産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場	遮断型	－	－	－
	管理型	－	－	－
	安定型	2	1	2

(ウ) PCB廃棄物保管事業所

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管事業所数は、令和４年３月末現在で８事業所です。

※ PCB廃棄物は法律で定められた期限までに処分しなければなりません。

北海道エリアにおける処分期限は次のとおりです。

PCB廃棄物の区分	処理期限
高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサ）	令和４年３月３１日
高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）	令和５年３月３１日
低濃度PCB廃棄物	令和９年３月３１日

ウ 排出事業場等の監視・指導状況

産業廃棄物の排出事業場、処理業者及び産業廃棄物処理施設などに対して立入検査を実施し、不適正処理事案に対して改善するよう指導を行っています。

(ア) 産業廃棄物の排出事業場等に対する立入検査結果

令和３年度における立入検査結果は、表Ⅱ－２－１４及び表Ⅱ－２－１５のとおりです。

表Ⅱ－２－１４ 産業廃棄物処理業者への立入実施件数（令和３年度）

対象事業場の種別	対象事業場数 (令和3年4月1日現在)	立入検査実施件数（延数）		
		①許可施設 設置事業場	②その他	合計 (①+②)
1 処理業者 (計)			82	96
(内訳) 収集運搬業者(積替保管)	13		44	44
処分業者	11	9	17	52
2 事業者 (計)		1	17	17
(内訳) PCB廃棄物保管事業場	16		16	16
感染性廃棄物排出事業場	52		0	0
多量排出事業者の事業場	4		0	0
産業廃棄物の保管場所	1		1	1
3 自動車リサイクル法関連業者 (計)		0	4	4
(内訳) 引取業者	11		1	1
フロン類回収業者	3		1	1
解体業者	1		1	1
破砕業者	1		1	1
4 公共 (計)		2	0	4
合計		37	82	121

表Ⅱ－２－１５ 産業廃棄物処理施設への立入検査件数（令和３年度）

産業廃棄物処理施設の名称	対象施設数 (令和3年3月現在)			立入検査 実施延数
	処理業者	事業者	公共	
産業廃棄物の焼却施設	1	0	0	3
その他の中間処理施設	14	0	0	16
安定型最終処分場	5	1	2	11
合計	20	1	2	30

(イ) 産業廃棄物処分業者における処理実績

令和元年度における管内処分業者での処理実績等は、表Ⅱ－２－１６のとおりです。

表Ⅱ－２－１６ 産業廃棄物の処理量等（令和元年度）

区分	量(t/年)
発生量	388,736
有価物量	2,739
廃棄物量	385,996
中間処理量	384,804
減量化量	119,007
中間処理後量	265,797
再生利用量	258,374
最終処分量	8,416
直接埋立量	4,913
中間処理後埋立量	3,503
その他（保管等）	198

## エ 各種協議会等との連携

各種協議会等と連携して、不法投棄の防止、廃棄物の減量・再資源化を啓発しています。

### (ア) 留萌地域廃棄物不法処理対策戦略会議

特別監視指導により、不適正処理や不法投棄を防止する。

### (イ) (公社) 北海道産業資源循環協会留萌支部

産業廃棄物処理業者の遵法精神と専門技術を育成する。

### (ウ) 留萌地域建設副産物対策連絡協議会

建設工事に伴って生ずる建設副産物の利用を促進する。

### (エ) 留萌地域海岸漂着物対策推進協議会

海岸の良好な景観と環境を保全するため、海岸漂着物の処理と発生抑制を図る。

## (4) その他環境保全に係る取組

### ア 「オロロンラインをきれいにし隊」

留萌管内は全ての市町村が日本海に面しており、その景観はオロロンラインとして親しまれています。

また、管内の各地域ではボランティア団体、学校、民間企業などにより、海岸線の景観維持のために清掃活動を始めとする環境保全活動が活発に行われています。

このような中、留萌地域廃棄物不法処理対策戦略会議では、このような取組を行っている団体などが情報を共有し、それぞれが連携することで新たな取組に発展していくことを期待し、平成22年3月に「オロロンラインをきれいにし隊」の登録制度を発足しました。

登録者による様々な取組はホームページなどで紹介しており、登録者数は25団体（令和4年3月31日現在）となっています。

### イ 海岸漂着物対策事業

道では、平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、平成23年2月に「北海道海岸漂着物対策推進計画」を策定し、平成28年3月には第2次計画を策定しました。

留萌振興局では、海岸漂着物の集積が著しく、対策を重点的に実施する必要がある区域を対象に、平成22年度から26年度までは「北海道グリーンニューディール基金」、平成27年度以降は「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して海岸漂着物の処理を行っています。

令和3年度の留萌振興局管内における海岸漂着物等の回収・処理実績は、北海道実施分が5.4 t、市町村実施分が128.4 tでした。

### ウ 環境月間の取組

6月5日は「環境の日」と定められており、6月は「環境月間」となっています。

留萌振興局では、令和4年6月に庁舎ロビーで「海の漂着物展」を行い、地域住民へ海のごみ問題に対する意識向上を図り、海岸の景観保全と環境保全を呼びかけました。また、海岸の環境保全のため海岸清掃への参加など取組を実施しています。

## エ 環境保全推進委員制度

道では、環境施策に道民の意見を反映させるため、「北海道環境基本条例」に基づき、平成9年4月から「環境保全推進委員制度」を実施しています。

委員は、地域生活圏（6圏域）ごとに委嘱しており、留萌振興局管内は5名の委員が意向調査や提言を通じて、道の環境施策への意見を提出していただいています。

## 3 ゼロカーボンの推進

### (1) 推進体制

道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」こと（ゼロカーボン北海道）を表明しました。その実現に向け、知事を本部長とする「ゼロカーボン北海道推進本部」において、庁内の連携及び施策の調整を図り気候変動に関する施策を推進するとともに、振興局長を本部長とする「地方推進本部」に設置したゼロカーボン推進室で地域の実情に応じた取組を推進しています。

留萌振興局では、留萌管内の市町村や団体・企業などで構成する「ゼロカーボンるもい」推進ネットワークを2021年11月に立ち上げ、関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、脱炭素化に向けた取組を進めています。

令和4年12月31日現在、56団体・企業等に加入いただいております。ゼロカーボンに関する勉強会の開催や各種情報提供を行っています。

### (2) 地球温暖化防止対策

#### ア 北海道地球温暖化防止条例

平成22年3月1日に完全施行された「北海道地球温暖化防止条例」では、地球温暖化対策における道・事業者・道民の責務などを明らかにすることや、社会や市場での評価を通じて、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量の抑制に向けた自主的・計画的な取組を推進するなど、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与していくことを目指します。

具体的な内容としては、多くの温室効果ガスを排出する特定の事業者を対象とした温室効果ガス排出削減等を図る計画書の提出や、特定の駐車場の管理者等による利用者へのアイドリングストップ実施の周知、また、新車販売事業者による購入者への温室効果ガス排出量などの情報の周知など、各取組を推進していきます。

#### イ 北海道地球温暖化対策推進計画

道では、気候変動問題の解決と真に豊かで暮らしやすい北海道の創造に向けて、2021年3月に第3次となる「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しました。本計画は、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年度までの削減目標やその達成に向けた取組等を示すものであり、「地球温暖化対策推進法」に基づき、都道府県に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定しました。計画期間は2021年度から2030年度までです。

令和4年3月の改定では、2030年度の削減目標を2013年度比で48%削減に見直しを行うとともに、2030年度までを2050年ゼロカーボンに向けて道民、事業者と認識を共有し、機運醸成や行動喚起を図り、道筋を構築していく期間と位置づけるとともに、地域の脱炭素化や気候変動への適応、建築物の脱炭素化、環境保全型農業の推進などを新たに重点的に進める取組としたほか、補助指標の追加や省エネ行動の実践例や2050年ゼロカーボンのイメージなどを記載し、分かりやすい計画となるよう見直しました。

### ウ 道の事務・事業に関する実行計画

道では、地球温暖化対策推進法に基づき、事務・事業の実施に際し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るため、「道の事務・事業に関する実行計画」を策定しています。

2050年までの北海道の温室効果ガス排出量を実質ゼロを達成するため、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ることとし、2030年度までに2013年度比「50%」の削減を目指し、留萌振興局においても次世代自動車の導入や、省エネ、省資源の取組を強化することにより達成を目指します。

### エ フロン類（第一種特定製品）の適正処理

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）は、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月に施行されました。さらに、令和2年4月に改正法が施行され、フロン回収が確認できない機器の引取禁止など、対策が強化されました。

留萌振興局では、第一種特定製品（業務用の冷凍機器・冷蔵機器・エアコンディショナー）からフロン類の回収を行う回収業者（第一種フロン類回収業者）の登録を行うとともに、回収事業所への立入検査を行うなど、フロン類の適正処理を推進しています。令和4年3月31日現在の管内の第一種フロン類回収業者の登録数は4社です。

なお、使用済自動車（カーエアコン）からのフロン類回収は、平成17年1月以降、自動車リサイクル法による登録を受けたフロン回収業者が行っています。

### オ ゼロカーボンシティ宣言

環境省では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体を「ゼロカーボンシティ」としており、道では2021年3月に宣言しています。

令和4年12月31日現在、留萌振興局管内では、苫前町と遠別町が宣言をしています。

## (3) 普及啓発の取組

### ア 地域住民への普及啓発

留萌振興局では、住民や事業者の皆さんにゼロカーボンについての知識と関心を深めてもらうため、地域住民向けの講座や若者世代を対象とした環境教室などの取組を実施しています。



ゼロカーボン講座  
(エコクッキング体験)



環境教室



ゼロカーボンフェア



読み聞かせイベント

## イ 地球温暖化防止月間

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）を契機として、翌年の平成10年度から12月を「地球温暖化防止月間」と定められました。

この時期に、国民、事業者、行政の各主体が一体となって地球温暖化防止のための行動を起こすきっかけとして、様々な取組を行っており、留萌振興局では、令和4年12月に庁舎ロビーにて地球温暖化に関するパネルの展示や再生可能エネルギーを利用した模型等を展示し、地球温暖化防止の普及啓発を実施しました。

## ウ 北海道地球温暖化防止活動推進員

道では、地球温暖化対策に地域から取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成13年5月から「北海道地球温暖化防止活動推進員制度」を実施しています。

推進員は、令和4年12月現在、道北圏では5名、全道では28名を委嘱しており、各種会合等への参加を通じて、地球温暖化防止の重要性について普及啓発活動を行うとともに、住民や事業者の皆さんの求めに応じて、必要な指導、助言を行っています。

### Ⅲ 自然環境

留萌管内は、日本海に面した南北に細長い地域で、南は増毛町の増毛山地や雄冬海岸から北は天塩町の天塩川まで、多様で豊かな自然環境に恵まれており、その一部は暑寒別天売焼尻国定公園や朱鞠内道立自然公園などの指定を受けています。

この良好な自然環境は、一次産業をはじめとして地元産業を支える重要なバックボーンとなっており、次世代へと引き継ぐべき貴重な財産として、適切な保全と管理が求められています。

また、近年の都市化の進展や余暇時間の増加などを背景に、人々が豊かな自然とふれあいながら充実した時間を過ごすことへのニーズは、年々高まるとともに多様化を見せています。

このため、自然とのふれあいを推進するための利用施設の整備などと併せて、自然の仕組みやその適切な利用などについて、正しい知識と理解を深めるための施策の推進が求められています。

#### 1 自然環境の保全・自然とのふれあい

##### (1) 自然公園の指定状況と施設整備

自然公園は、すぐれた自然の風景地を永久に保護し、その中で誰でも自由に風景を楽しみ、休養し、レクリエーションを行い、また動植物や地質などの自然を学べるように、自然公園法に基づいて指定されているもので、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があります。

管内では国定公園と道立自然公園それぞれ1カ所が指定を受けており、総指定面積は20,115haで、管内面積の約6%を占めています。

日本の自然公園制度は地域制をとり、それぞれの自然環境や地域の特性に応じて特別保護地区(国立・国定公園のみ)、第1種～第3種特別地域、普通地域といった地種区分を設定し、他の産業や土地利用との調整を図りながら、適切な保護と管理を進めています。

また、道では、自然公園の主要な景勝地や利用拠点において、風致景観の保護、利用者の安全確保及び快適な利用を促進するため、各公園の公園計画に基づいて園地、歩道、野営場などの利用施設を整備しています。

##### ア 暑寒別天売焼尻国定公園

平成2年に2箇所の道立自然公園から昇格指定を受けた、道内で5番目の国定公園です。



暑寒別岳（増毛山地）



銀鱗の滝（雄冬地区）



暑寒荘（暑寒沢）



マシケゲンゲ（増毛山地固有種）

表Ⅲ-1-1 暑寒別天売焼尻国定公園の概要（令和4年12月31日現在）

指 定 年 月 日	平成2年（1990年）8月1日 （暑寒別道立自然公園及び天売焼尻道立自然公園を統合し昇格指定）										
公 園 指 定 面 積  (単位:ha)	市町 村名	特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	計	備 考		
		特別保 護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小 計					
	増毛町	719	2,480	1,559	12,360	17,118	728	17,846			
	羽幌町	117	77	0	425	619	462	1,081			
	管内計	836	2,557	1,559	12,785	17,737	1,190	18,927			
全域*	1,951	7,553	5,332	27,212	42,048	1,511	43,559				
構 成	増毛山地及び送毛海岸並びに天売島・焼尻島										
当管内区域	増毛山地（分水嶺から北側部分）及び天売島・焼尻島										
当公園の 特 徴	増毛山地	暑寒別岳(1,492m)を主峰として、西端は海食崖となって日本海に落ち込み、大小の滝や奇岩怪石の連なる壮大な景観を形成しています。									
	天売島	周囲を海食崖に囲まれ、海鳥の繁殖地として世界有数の規模を誇っており、国の天然記念物にも指定されています。									
	焼尻島	鬱蒼としたイチイ（オンコ）の原生林は国の天然記念物に指定されており、めん羊牧場とともに「緑と花の島」として知られています。									
主な生息 動 植 物	増毛山地	固有種のマシケゲンゲやマシケオトギリを始めとしてエゾツツジ、チングルマ、シナノキンバイ、エゾノハクサンイチゲ、ミヤマアズマギクなどの高山植物									
	天売島	ウミガラス（オロロン島）を始めとして、80万羽ともいわれるウトウやウミスズメ、ケイマフリ、ヒメウ、ウミネコなどの海鳥類									
	焼尻島	イチイ（オンコ）の自然林とエゾエンゴサクやアズマイチゲ、ハクサンチドリ、エゾカンゾウ、ハマナス、ツリガネニンジンなどの植物									
施 設 の 整 備 状 況 (道路(車 道)を除 く)	1 暑寒沢地区（増毛町）										
	・暑寒沢避難小屋（暑寒荘(定員60人)）・暑寒沢野営場（駐車場、便所、歩道） ・暑寒沢雨竜線道路（歩道）（増毛町（暑寒荘）～雨竜町（南暑寒荘）） ・箸別線道路（歩道）（増毛町（箸別）～暑寒別岳）										
	2 雄冬地区（増毛町）										
	・雄冬園地（駐車場、便所、歩道、展望台、四阿）※一部利用休止中 ・雄冬野営場（駐車場、便所、炊事場、四阿）										
公 園 利 用 者 数  (単位:千人)	3 天売島（羽幌町）										
	・観音岬園地（駐車場、歩道、展望台）・赤岩園地（駐車場、便所、歩道、展望台） ・愛鳥公園園地（四阿、便所） ・鳥獣保護区管理棟及び千鳥ヶ浦野鳥観察舎（天売島鳥獣保護区施設）										
	4 焼尻島（羽幌町）										
	・オンコ林園地（駐車場、便所、歩道） ・鷹の巣園地（駐車場、便所、展望台、四阿） ・白浜野営場（便所、脱衣所兼炊事棟、テントサイト）										
公 園 利 用 者 数  (単位:千人)	区域/年	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
	管内	67.5	67.1	65.3	66.5	65.4	62.6	57.3	59.1	38.4	38.3
	全域*	219.5	219.8	211.7	196.9	177.7	132.6	101.4	148.8	106.0	156.5

※ 全域：留萌管内のほか石狩振興局管内及び空知総合振興局管内を含む。



オンコの荘（焼尻島）



めん羊牧場（焼尻島）



赤岩（天売島）



ケイマフリ（天売島）

### イ 朱鞠内道立自然公園

豊かな森林に囲まれた朱鞠内湖や宇津内湖、ウツナイ川の渓谷景観、天塩山地の最高峰ピッシリ山(1,032m)の山地等から構成された自然公園です。

なお、ピッシリ山へは、現在、上川管内幌加内町からのルートのみで、羽幌町内から登山口までの道路（林道）は道路が損傷しているため車両の乗り入れはできません。

表Ⅲ-1-2 朱鞠内道立自然公園の概要（令和4年12月31日現在）

指 定 年 月 日	昭和49年(1974年)4月30日										
公園指定面積 (単位: ha)	市町 村名	特 別 地 域				普通 地域 (陸域)	計	備考			
		第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小 計						
	羽幌町	0	585	0	585	0	585				
	遠別町	100	503	0	603	0	603				
	管内計	100	1,088	0	1,188	0	1,188				
全域*	4,937	3,902	3,894	12,733	1,034	13,767					
構 成	朱鞠内湖や宇津内湖、ウツナイ川の渓谷とピッシリ山などの天塩山地										
当管内の区域	ピッシリ山の稜線から西側部分のみ										
ピッシリ山の特徴	標高1,032mの山頂部は集塊岩でできている										
主な生息動植物	尾根筋の岩礫にハイマツ、キバナシャクナゲ、コケモモ等の高山植物										
施設整備状況	当管内施設なし										
公園利用者数 (単位: 千人)	区域/年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	管内	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全域*	66.8	65.3	75.4	74.8	70.3	79.3	74.7	69.7	68.9	80.5

※ 全域：留萌管内のほか上川総合振興局管内の利用者数を含む。

## (2) 環境緑地保護地区等

道では、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要がある地域を「北海道自然環境等保全条例」に基づき、北海道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区に指定しています。

また、由緒・由来のある樹木を記念保護樹木に指定して保護を図っています。

管内には、自然環境保全地域の指定地はありませんが、環境緑地保護地区5カ所、自然景観保護地区1カ所、学術自然保護地区1カ所、記念保護樹木1件（1本）が指定を受けています。

表Ⅲ－１－３ 北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区等の概要

環境緑地保護地区	市町村の市街地及びその周辺地の内、環境緑地として維持または造成することが必要な地区
自然景観保護地区	森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区
学術自然保護地区	動物の生息地、植物の生息地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区

表Ⅲ－１－４ 北海道自然環境等保全条例による指定状況（令和4年12月31日現在）

区分	名称	指定年月日	所在地	指定面積等 (ha)	指定の目的
環境緑地	留萌神社	S49.3.30	留萌市宮園町	0.92	市街地の緑地林、野鳥
	千望台	S49.3.30	留萌市見晴町	247.69	広葉天然林、野鳥、眺望
	幌糠神社	S49.3.30	留萌市字幌糠	2.52	針葉樹、野鳥、市街地周辺緑地
	緑ヶ丘	S49.3.30	苫前町字古丹別	0.89	広葉樹と花、市街地周辺緑地
	羽幌神社	S50.8.4	羽幌町南大通	1.05	市街地の広葉樹林
自然景観保護地区	峠下	S49.3.30	留萌市字峠下	46.84	広葉樹とエゾマツの人工林景観
学術自然保護地区	北限のスギ	S50.8.4	羽幌町字上築	0.76	我が国最北のスギ人工林
記念保護樹木	岩見の一本松	S49.3.30	苫前町字岩見	1本	開拓記念樹木 (イチイ推定樹齢800年)



環境緑地保護地区（千望台の夕景：留萌市）



記念保護樹木（岩見の一本松：苫前町）

### (3) 利用者等の監視指導

道では北海道自然環境等保全条例等に基づき自然保護監視員と鳥獣保護監視員を配置し、定期的にパトロールを行うなど、市町村等の関係行政機関とも連携して、自然公園、鳥獣保護区など保全すべき地域の監視や利用者に対する指導等を行っています。管内においても自然保護監視員6名、鳥獣保護監視員10名を配置し、監視指導を行っています。

また、スノーモービル等の無秩序な乗入れが自然環境や動植物に負の影響を与えることが懸念されることから、自然公園法に基づき自然公園の特別地域などでは、車馬等の乗入れ規制区域が設けられています。暑寒別天売焼尻国定公園においても、担当職員が定期的にパトロールを行うなど監視指導等を行っています。

表Ⅲ-1-5 管内の自然保護監視員・鳥獣保護管理員の配置状況（令和4年度）

市町村	自然保護監視員			鳥獣保護監視員		
	人数	監視担当区域	年間監視延日数	人数	監視担当区域	年間監視延日数
留萌市	1	千望台、留萌神社、幌糠神社環境緑地保護地区、峠下自然景観保護地区	23日	1	留萌市一円	23日
増毛町	1	暑寒別天売焼尻国定公園の増毛町区域	23日	1	増毛町一円	23日
小平町	—	—	—	1	小平町一円	20日
苫前町	1	緑が丘環境緑地保護地区、岩見の一本松記念保護樹木	23日	1	苫前町一円	23日
羽幌町	3	暑寒別天売焼尻国定公園羽幌町区域、羽幌神社環境緑地保護地区、北限のスギ学術自然保護地区	65日	3	羽幌町一円 天売島一円 焼尻島一円 上記以外	65日
初山別村	—	—	—	1	初山別村一円	20日
遠別町	—	—	—	1	遠別町一円	20日
天塩町	—	—	—	1	天塩町一円	20日
計	6		134日	10		214日

※ 管内の自然保護監視員については、鳥獣保護監視員を兼務している。

### (4) 自然体験の機会の提供

道では、道民の皆さんに自然とふれあう機会を提供するため、ボランティア・レンジャー（自然案内人）を活用した探鳥会や自然観察会、自然歩道を歩く会などを開催しています。

留萌振興局では、留萌自然観察同好会と共催で、ネイチャースクールを実施しています。



秋の自然観察会（るるもっぺ憩いの森）



エコ工作会（クリスマスリース作り）

## (5) 増毛山道について

北海道の開拓期、浜益から雄冬にかけての海岸は、急峻な断崖・絶壁が連続し、交通の難所とされていましたが、この海岸を迂回するため、江戸末期の安政4年、増毛漁場請負人であった伊達林右衛門が幕府の命を受け、1,300両余（現在の貨幣価値で約1億7千万円）の私費を投じて開削したのが増毛山道です。

その後、船舶の動力化・大型化や道路・鉄道の整備など交通網の発達が進み、<sup>えきてい</sup>駅通（※1）の廃止等もあって利用者が減少し、昭和初期以降は深い笹藪に埋もれていました。

この山道は、大部分が暑寒別天売焼尻国定公園内を通過するとともに、留萌管内は道有林内であったことから、留萌振興局とNPO法人「増毛山道の会」が連携・協働し、平成21年度から山道の復元事業に着手、その後、地元自治体やこがね山岳会などの協力を得て、平成28年10月16日、浜益～別荘間27km（岩尾支道を含めると33km）の全線復元が完了しました。

山道からは、留萌管内の最高峰暑寒別岳や群別岳などの増毛山地の山並、積丹半島から続く日本海の景観などを望むことができるほか、かつて郵便物の中継や宿場として人々の往来の拠点となっていた武好駅通の跡地、明治時代の電信柱や電線、石橋の石積み跡、一等水準点の石柱等の歴史遺構も残っており、自然環境はもとより、山道ならではの歴史と文化を物語る遺産を見ることができます（※2）。

平成30年11月には、北海道命名150年を記念して実施された北海道遺産第3次選定において、「増毛山道と濃昼山道」が他の14件とともに、新たな北海道遺産に選定されました。

留萌振興局では、増毛山道の会を主体とした増毛山道体験トレッキングやササ刈りへの協力、道内外に向けた普及啓発など、山道の利活用や保全を推進するため、関係機関と連携した取組を進めています。

※1 幕末から昭和初期の北海道において、旅人の宿泊や運送、郵便の役割を担った施設

※2 増毛山道は利用環境が十分整備されていないため、通常は一般の立入を制限しています



増毛山道地図（明治中期）



増毛山道



増毛山道体験トレッキング



山道に今も残る電信柱

## 2 野生生物の保護管理

北海道には多くの種類の野生生物が生息・生育しており、管内では北方系の野生動物や貴重な高山植物等が見られます。こうした野生生物の多様性を損なうことなく、将来にわたって適正な保護管理を進める必要があります。

### (1) 野生鳥獣の保護管理

#### ア 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。

なお、道内の鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と北海道知事が指定する道指定鳥獣保護区の2種類に分かれています。

鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が求められる区域を特別保護地区に指定しています。

当管内では、国指定の鳥獣保護区は天売島（羽幌町）1カ所（551ha）、道指定の鳥獣保護区は藤山（留萌市）など14カ所（4,154ha）が指定されています。

#### イ 特定猟具使用禁止区域

銃器の使用等、狩猟具の使用による危険を防止するため、市街地に近い河川など猟具による事故が懸念される場所に、特定猟具使用禁止区域（銃器）（旧：銃猟禁止区域）を設定しており、当管内では、天塩町鏡沼の1カ所（294ha）が指定されています。

表Ⅲ－２－１ 留萌管内鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域指定状況（令和4年12月31日現在）

区分	指定機関	名称	所在地	面積（ha）※	設定期間
鳥 獣 保 護 区	国	天 売 島	羽 幌 町	551（117）	H23.10.1～R13.9.30
	北 海 道	藤 山	留 萌 市	399（45）	H15.10.1～R5.9.30
		るもっぺ憩いの森	留 萌 市	245	H25.10.1～R15.9.30
		達 布	小 平 町	496（48）	H15.10.1～R5.9.30
		小平町本郷公園	小 平 町	13	H21.10.1～R11.9.30
		古 丹 別	苫 前 町	765（72）	H16.10.1～R6.9.30
		九 重	苫 前 町	44	H26.10.1～R6.9.30
		焼 尻 島	羽 幌 町	521	H17.10.1～R7.9.30
		羽 幌	羽 幌 町	450（51）	H15.10.1～R5.9.30
		羽 幌 曙	羽 幌 町	6	H20.3.1～R9.9.30
		羽幌朝日公園	羽 幌 町	7	H20.3.1～R9.9.30
		初 山 別	初山別村	427	H19.10.1～R9.9.30
		遠 別	遠 別 町	532（41）	H16.10.1～R6.9.30
		富士見公園	遠 別 町	81	H21.10.1～R11.9.30
		男 能 富	天 塩 町	168	H19.10.1～R9.9.30
		計	15カ所	4,705（374）	
特定猟具使用禁止区域	北 海 道	鏡沼特定猟具使用禁止区域（銃）	天 塩 町	294	H27.10.1～R7.9.30

※ 鳥獣保護区面積の（ ）内は特別保護地区の指定面積で内数



天売島鳥獣保護区海鳥観察舎



るもっぺ憩いの森鳥獣保護区

## (2) 適正な保護管理の推進

### ア 狩猟の適正化

野生鳥獣の捕獲は、鳥獣保護管理法により原則禁止となっていますが、狩猟免許を取得した上で、銃やわな等使用する猟具（法定猟具）の免許種毎に当該年度の狩猟者登録を行なうことによって、狩猟期間（北海道ではシカを除き10月1日～翌年1月31日）\*において狩猟鳥獣（鳥類28種、獣類20種）に限り、捕獲することができます。振興局では、狩猟免許試験と免許更新、狩猟者登録を実施しているほか、狩猟に伴う事故や違反行為を防止するため、狩猟者や狩猟者団体を指導すると共に、関係機関と協力して取締や巡視指導を行っています。

※ エゾシカの令和4年度狩猟期間は管理計画により10月1日～翌年3月31日（毎年見直し）

表Ⅲ－２－２ 狩猟免許所有者数・狩猟登録者数（令和4年12月31日現在）

市 町 村	狩猟免許所有者				狩猟登録者			
	網 猟	わ な 猟	第一種 銃 猟	第二種 銃 猟	網 猟	わ な 猟	第一種 銃 猟	第二種 銃 猟
留 萌 市	1	11	18	0	1	8	14	0
増 毛 町	0	8	15	0	0	6	15	0
小 平 町	0	13	15	0	0	5	12	0
苫 前 町	0	8	10	0	0	0	10	0
羽 幌 町	3	12	20	0	0	2	14	0
初 山 別 村	1	6	9	0	0	1	7	0
遠 別 町	3	5	12	0	0	1	10	0
天 塩 町	2	11	18	0	0	2	14	0
他管内在住者					0	0	3	0
計	10	74	117	0	0	27	97	0

### イ 許可による捕獲

農林業に甚大な被害を及ぼす鳥獣の捕獲（駆除）や、学術研究など狩猟以外の目的で野生鳥獣の捕獲を行う場合は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要となります。人命や農林水産業に被害を与えたり、生活環境や自然環境を悪化させる鳥獣に対しては、対象鳥獣の生態、被害の発生状況を考慮した上で、被害の防止・軽減を図るための許可捕獲を実施しています。

許可権限は対象鳥獣や目的等により、国（環境省）や道（振興局）、市町村に分かれています。

表Ⅲ－２－３ 許可捕獲数（令和３年度）

○ 獣類捕獲数（市町村長許可権限）

（単位：頭）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ニホンジカ（オス）	0	0	111	0	67	0	0	0	178
ニホンジカ（メス）	0	0	189	0	158	0	0	0	347
キツネ	0	0	0	7	0	0	14	91	112

※ 小平町及び羽幌町は鳥獣被害防止特別措置法に基づきニホンジカの許可権限を町長に委譲

○ 獣類捕獲数（留萌振興局長許可権限）

（単位：頭）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ヒグマ	0	3	0	0	1	7	10	1	22
ニホンジカ（オス）	82	82	0	190	0	166	291	222	1030
ニホンジカ（メス）	118	79	0	321	0	188	209	278	1193
アライグマ	6	0	2	0	0	194	0	0	202

○ 鳥類捕獲数（市町村長許可権限）

（単位：羽）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ドバト	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カラス類	45	133	2	27	196	0	300	217	920

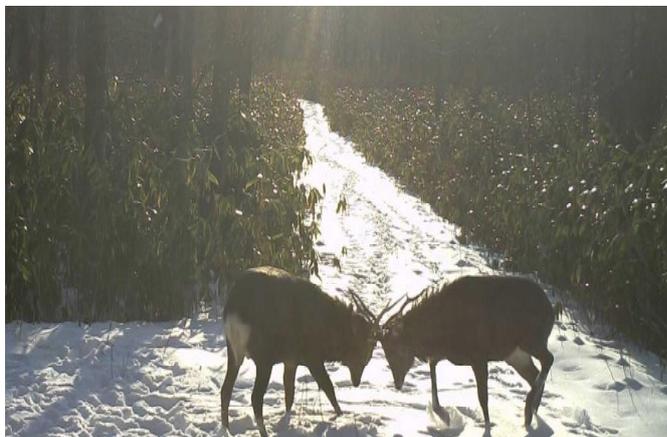
（３）エゾシカ総合対策の推進

留萌管内のエゾシカによる農林業被害額は近年増加傾向にあるため、捕獲による個体数調整を中心としたエゾシカの総合対策を推進しています。

振興局では、市町村、関係団体等による情報共有と対策推進のため「留萌振興局管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会」を令和３年12月に開催しました。

また、北海道では毎年２月から３月をエゾシカ一斉捕獲推進期間に位置づけ、エゾシカの捕獲を推進しており、令和３年は管内市町村で217頭のエゾシカを捕獲しました。

エゾシカへの捕獲圧が高まると鳥獣保護区への逃げ込み、市町村境を超えての移動、夜間の出没などが発生し、捕獲効率が低下してしまいます。そのため、道では市町村等による捕獲が困難な地域において計画的な捕獲事業を展開しています。留萌振興局では令和４年度に小平町と天塩町において、銃猟が困難な地域での囲いわなやくくりわなを使った効率的な捕獲手法の確立に向けた捕獲事業を実施しました。

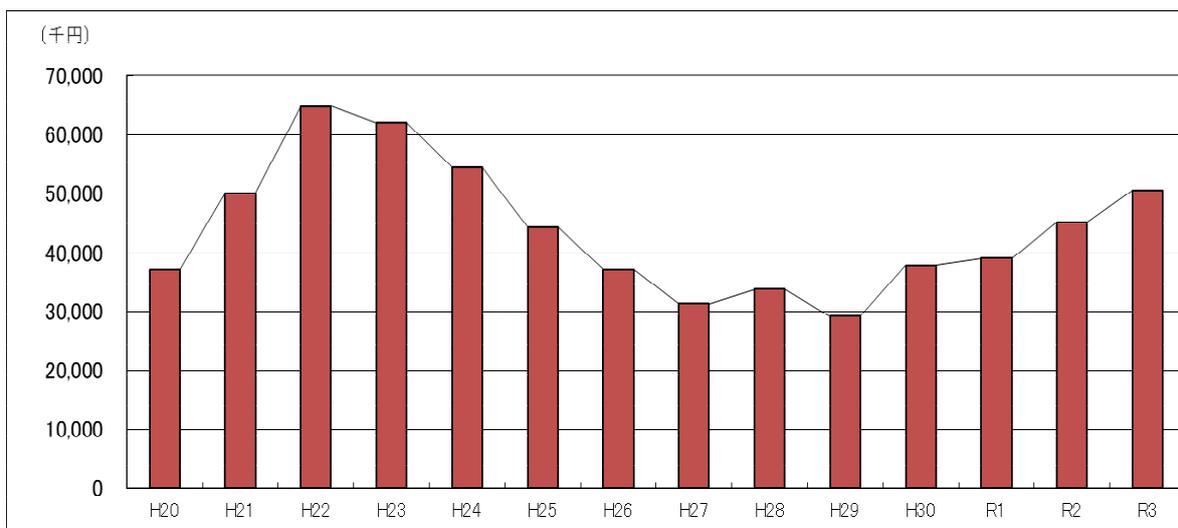


繁殖期のオス同士の争い（増毛町内）

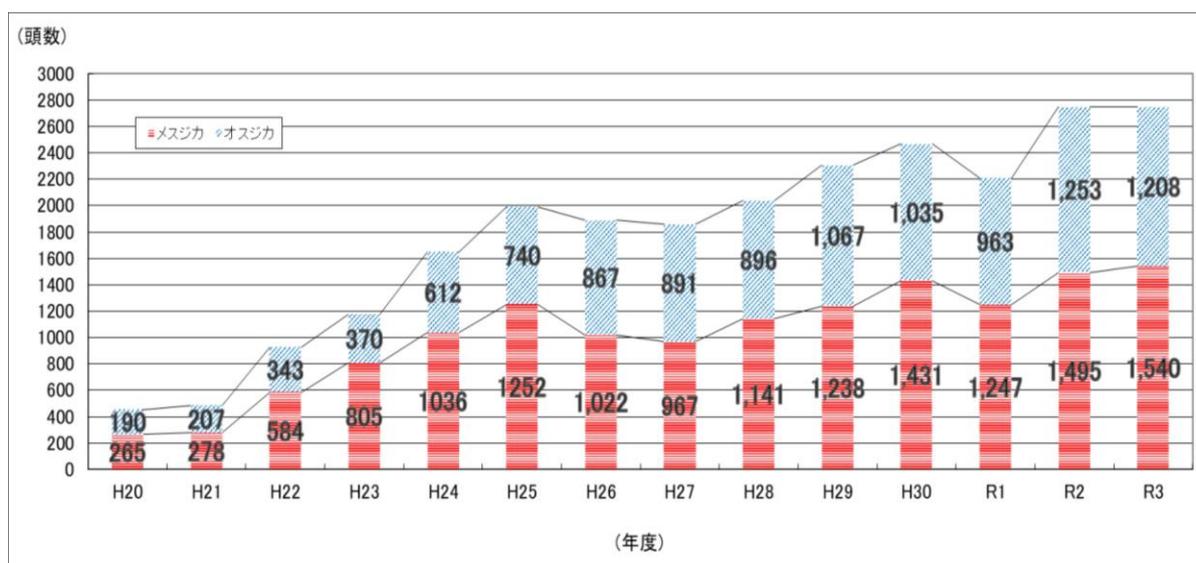


国道沿いに出没した群れ（留萌市内）

表Ⅲ－２－４ 留萌管内のエゾシカによる農林業被害額の推移



表Ⅲ－２－５ 留萌管内のエゾシカ許可捕獲（駆除）頭数の推移



#### (4) ヒグマ等鳥獣被害対策の推進

##### ア ヒグマ対策

ヒグマ対策については、適正な保護管理と被害防止が求められています。留萌管内では水稻やスイカ等の被害が報告されており、ヒグマが人里に出没する春期及び秋期にヒグマ注意特別期間を設定し、ヒグマに対する注意喚起を図るため、ポスターの掲示やリーフレットの配布、ホームページによる周知等によりヒグマ事故防止に向けた対策を行っています。

人身被害や農業被害の防止を目的とした許可捕獲では、令和3年度、留萌管内で22頭の捕獲数となっています。

## イ アライグマ対策

近年アライグマの生息数が増え、農業被害が増加しています。アライグマ対策については、道が平成28年度から「アライグマ春期捕獲推進月間」を設定し、アライグマの出没が多く繁殖時期である3～6月にかけて市町村における効果的な捕獲を推進しています。

振興局では、防除用具（箱わな）の貸出しや、箱わなによる捕獲の研修会を行っており、令和4年度は遠別町にて留萌管内鳥獣被害対策研修会を実施しました。

## (5) 野生鳥獣保護思想の普及啓発等

道では、野鳥の絵画を描く過程で、児童・生徒から野生鳥類に関して親しみながら理解を深めてもらうため、また、作品の展示によって一般道民に愛鳥思想の普及啓発を図るため、野鳥絵画展を開催しています。

## (6) 傷病鳥獣の保護対策

道内に生息する野生鳥獣の保護や道民の幼獣保護思想の普及啓発を図ることを目的に、道では負傷したり病気にかかっている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い、自然に復帰させる取組を進めており、北海道獣医師会や札幌市、帯広市などの公立動物園の協力を得て、傷病鳥獣保護ネットワークシステムを全道で展開しています。

管内では、はしばトントン動物病院（留萌市）及びNOSAI道央留萌南部・北部家畜診療所が傷病鳥獣の指定診療施設になっていますが、このネットワークシステムを補完するため、留萌振興局傷病鳥獣リハビリテーター制度（※）を設けて、傷病鳥獣の保護体制の確立と鳥獣保護思想の普及啓発を推進しています。

※ 傷病鳥獣保護ネットワークシステムを補完するため傷病鳥獣の短期間の保護療養（リハビリテーション）を担うボランティア制度で、平成10年度から留萌振興局が独自に実施しています。

表Ⅲ－２－６ 野生鳥獣保護收容件数（令和3年度）

区分	種類	件数	区分	種類	件数	区分	種類	件数
鳥類	アカゲラ	1	鳥類	スズメ	1	獣類	ゴマフアザラシ	1
	オオワシ	1		チョウゲンボウ	1		シマリス	1
	クイタダキ	1		ツグミ	1		タヌキ	1
	コガラ	1		ドバト	2			
	ゴジュウカラ	1		トビ	1			
	コノハズク	1		ハクチョウ	1			
	シジュウカラ	1		ハシボソミズナギドリ	2			
	シメ	1		ヒメウ	1			
鳥類合計 18件（16種 18羽）			獣類合計 3件（3種 3頭）					
合計 21件（19種 18羽・3頭）								

表Ⅲ－２－７ 保護收容の原因（令和3年度）

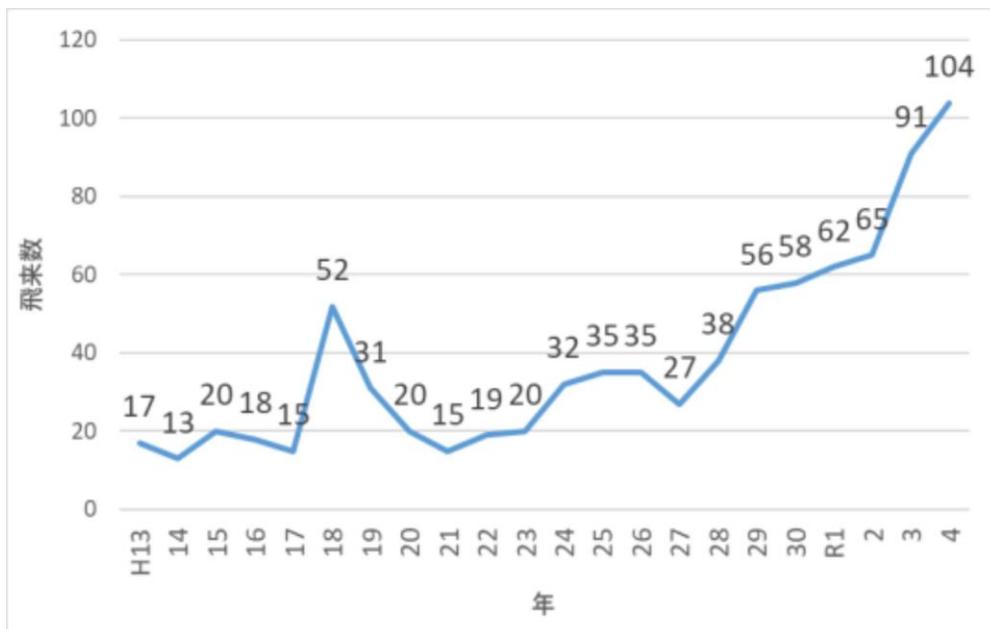
区分	種類	件数	種類	件数	種類	件数	種類	件数
鳥類	悪天候	0	交通事故	1	転落	0	不明	7
	衝突	6	捕食・捕殺	1	その他	3	鳥類計	18
獣類	悪天候	0	交通事故	2	転落	0	不明	1
	衝突	0	捕食・捕殺	0	その他	0	獣類計	3
							合計	21

### (7) 希少な野生生物の保護

タンチョウやシマフクロウ、レブンアツモリソウ等の希少な野生生物を保護するため、平成4年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が制定され、また、北海道においても平成13年3月「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」（平成25年4月「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に移行）が制定され、希少な野生動植物の保護施策を推進しています。

管内では、国指定天売島鳥獣保護区において、環境省が中心となり、ウミスズメ、ケイマフリなど海鳥類の生息調査や、国内希少野生動植物種に指定されているウミガラスの個体数回復のため、デコイ（鳥の模型）や鳴声を流す音声装置の設置、ハシブトガラスなど捕食者の対策など、保護増殖の取組みが進められており、近年は飛来数・雛の巣立ち数ともに増加傾向にあります。

図Ⅲ－２－８ 天売島におけるウミガラス飛来確認数の推移



屏風岩に設置されたデコイ  
(写真提供：環境省北海道海鳥センター)



赤岩対岸に飛来したウミガラス（腹面を見せた個体）とデコイ（背面）  
（写真提供：環境省北海道海鳥センター）

### 3 飼養動物の愛護と管理

#### （1）動物の適正な飼養に係る指導と普及啓発

動物の愛護及び管理に関する法律では、ペット等の飼養動物の終生飼養の義務や適正な飼い方の遵守など飼い主の責任や、動物取扱業者に対する規制等が明記されており、動物の遺棄や虐待等の違反行為には罰則も定められています。

このため振興局では、不適切な飼養者に対して、警察や市町村と連携を図りながら必要な指導を行っています。

また、当振興局では、法律で定められている動物愛護週間（毎年9月20～26日）の前後に、動物愛護思想の普及啓発を図るため、関連行事を実施しています。

【令和2年度】 動物愛護週間パネル展 令和2年9月18日（金）～10月2日（金）

【令和3年度】 動物愛護週間パネル展 令和3年9月17日（金）～10月5日（火）

【令和4年度】 動物愛護週間パネル展 令和4年9月13日（火）～9月21日（水）  
啓発動画の作成及び北海道公式YouTubeチャンネルにおける公開



パネル展



公開動画

## (2) 新しい飼い主探しネットワーク事業

北海道では、道立保健所に収容された犬や猫にできるだけ生存の機会を与えるため、ホームページ等により譲渡希望者を募集し、動物愛護団体やボランティアと協働して、犬・猫を新しい飼い主に譲渡する取組（新しい飼い主探しネットワーク事業）を行っています。

表Ⅲ－３－１ 留萌振興局管内の犬・猫の譲渡数（令和４年12月31日現在）

種類／年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
犬	4	0	0	0	1
猫	24	19	20	12	51
計	28	19	20	12	52

## (3) 動物愛護推進員

北海道では、犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、愛護及び管理に関する法律に基づき、ボランティアとして活動いただく動物愛護推進員を任命しています。

※ 留萌管内においては、第9期（令和3年11月～令和5年10月）動物愛護推進員は任命していません。



北海道留萌振興局保健環境部環境生活課  
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地の2  
TEL 0164-42-8430 FAX 0164-42-1650

令和5年(2023年)5月 作成